

【様式：要求基準 1】 1～5号施設に関する政令要件への適合

① I R事業の工程

- ・ I R事業の工程は、下表のとおり想定している。
- ・ 大阪府・市及び I R事業者は、世界最高水準の I R及び早期開業による速やかな事業効果の発現が実現できるよう、2029年秋～冬頃の早期開業をめざし公民連携して取り組む。

【図表 1： I R事業の工程（想定）】

時期	区域整備計画上の事業年度	工程（想定）
2022年秋頃～	1年目	区域整備計画の認定 ^{※1} 行政手続き・調査・準備工事の着手 ^{※2}
2023年春～夏頃	2年目	工事の発注及び着手 ^{※3}
2029年夏～秋頃 2029年秋～冬頃	7～8年目	工事の完了 ^{※3} I R施設の開業 ^{※3}
～2032年秋頃	10年目	設置運営事業の実施

※1 国土交通大臣による区域整備計画の認定の時期は推測（区域整備計画の認定の時期によって、I R事業にかかる他の工程は変動する。）

※2 区域整備計画の認定後の実施工程のみを示す。

※3 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、I R事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、I R事業の工程は1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

② 国際会議場施設の種類の種類、機能、規模

1. 国際会議場施設の種類の種類

収容人員が概ね6,000人以上となる規模が最大の会議室（グランドボールルーム）を核として、ボールルーム、多目的室、ボードルーム、VIP会議室等、MICE等主催者のニーズに応じて多用途に利用可能な会議室を一体的に配置し、国際会議の用に供する全ての室の収容人員の合計が概ね12,000人以上となる国際会議場施設を整備する。

【図表 2：国際会議場施設の種類の種類】

区画の名称	会議室の区分	設置する会議室
最大会議室	グランドボールルーム	6,000人以上を収容できる最大国際会議室
中小会議室	ボールルーム	中規模のボールルーム
	多目的室	中規模の会議室
	ボードルーム	小規模の会議室
	VIP会議室	小規模のVIP会議室

2. 国際会議場施設の機能・規模

(1) 基本的な考え方

- ・ 世界水準の質・規模を有する国際会議場施設及び展示等施設が一体的に配置された複合型のMICE施設を整備する。
- ・ MICE施設とMICE開催を支える各種施設（宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテイメント施設等）との機能連携や良好なアクセスの確保により、国際競争力を有するとともに、利用者目線で使いやすい「オールインワン」のMICE拠点を形成する。
- ・ 国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事等の高度な需要に十分に対応できるよう、国際競争力の高い優れたクオリティを有する機能を備える。
- ・ 多様な催事が同時に開催可能となるよう、また、ICT・デジタル技術の活用等により新たな生活様式やオンライン開催への対応が可能となるよう、MICE施設的设计、空間構成及び導入設備等を工夫する。

- ・オールインワンMICE拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫により、MICE拠点としての魅力向上及び恒常的な集客力確保を図る。
- (2) 主として国際会議の用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）
- ・主要なボールルームは平土間タイプとし、可動間仕切りの導入並びに照明・空調設備、天井吊物機構等の充実によって、フレキシブルなレイアウトが可能で、多彩なイベントや複数イベントの同時開催に対応できる仕様とする。
 - ・その他、多目的室・ボードルーム・VIP会議室を含め、映像・音響設備、ビデオ会議システム等、オンライン中継や多言語でのコミュニケーションに対応可能な設備を導入する。
- (3) 附帯するその他施設を含めた施設全体の機能
- ・国際会議場施設に附帯してMICE専用のキッチンを設置することで、バンケットサービスの利用が可能な機能を備える。
 - ・来場手段に応じた複数の出入口や滞留スペース並びにバックヤードから主要な諸室へアクセス可能な通路を設置することで、円滑で利便性の高い催事参加者の来場・回遊動線及び搬出入動線を確保する。
 - ・政府要人やVIPが参加する国際会議・レセプションの開催に備え、VIP専用の車寄せの整備、裏動線等の整備によるVIP動線と一般動線の分離等、適切なセキュリティ対策が講じられる施設設計・空間構成の工夫を行う。
 - ・大規模イベントや多彩なイベントに柔軟に対応できるように、MICE施設の隣接に、屋外イベントスペース（MICEプラザ）を整備する。

(4) 国際会議場施設の最大収容人員

a. 主として国際会議の用に供する室ごとの収容人員及び床面積

NO.	種類	会議室名称	1室あたり床面積	室数	床面積(暫定計画値)	会議室名称別の最大収容人員の合計 (左記1室あたり床面積の下限値の最大収容人員)			
						スクール形式 1.8㎡/人	シアター形式 0.95㎡/人	レセプション形式	
								立席形式 1.4㎡/人	着席形式 1.85㎡/人
1	最大会議室	グランドボールルーム	約6,480～7,800㎡	1室	6,480㎡	3,600人	6,821人	4,629人	3,503人
2	中小会議室	レジデンスバル・ボールルーム	約2,500～3,000㎡	1室	6,480㎡	1,389人	2,632人	1,786人	1,351人
3		グアイズレジデンスバル・ボールルーム	約1,500～1,800㎡	1室		833人	1,579人	1,071人	811人
4		ジュニアグアイズレジデンスバル・ボールルーム	約750～900㎡	1室		417人	789人	536人	405人
5		多目的室（レジ）	約245～294㎡	2室程度		272人	516人	350人	264人
6		多目的室（ミディアム）	約200～240㎡	2室程度		222人	422人	286人	216人
7		多目的室（スモール）	約150～180㎡	2室程度		166人	316人	214人	162人
8		エグゼクティブ・ボードルーム	約100～120㎡	2室程度		112人	210人	142人	108人
9		ボードルーム	約50～60㎡	4室程度		112人	212人	144人	108人
10		VIP会議室	約35～42㎡	4室程度		76人	148人	100人	76人
合計			約12,960～15,600㎡	20室程度		12,960㎡	7,199人	13,645人	9,258人

b. 附帯するその他施設の床面積

NO.	附帯施設名	床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)
1	ホワイエ (中廊下) 等	約14,100~19,500㎡	17,680㎡
2	厨房・倉庫等	約5,000~8,000㎡	6,635㎡

③ 展示等施設の種類、機能、規模

1. 展示等施設の規模・種類

(1) 基本的な考え方

- ・世界水準の質・規模を有する国際会議場施設及び展示等施設が一体的に配置された複合型のMICE施設を整備する。
- ・MICE施設とMICE開催を支える各種施設（宿泊施設、飲食・物販・サービス施設及びエンターテイメント施設等）との機能連携や良好なアクセスの確保により、国際競争力を有するとともに、利用者目線で使いやすい「オールインワン」のMICE拠点を形成する。
- ・国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合等の重要な国際会議等や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事等の高度な需要に十分に対応できるよう、国際競争力の高い優れたクオリティを有する機能を備える。
- ・多様な催事が同時に開催可能となるよう、また、ICT・デジタル技術の活用等により新たな生活様式やオンライン開催への対応が可能となるよう、MICE施設の設計、空間構成及び導入設備等を工夫する。
- ・オールインワンMICE拠点の特徴を活かした付加価値の高いサービス提供（バンケット、ユニークベニュー、インセンティブツアー等）の工夫により、MICE拠点としての魅力向上及び恒常的な集客力確保を図る。

(2) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計

NO.	展示ホールの名称	床面積・仕様					
		床面積 (計画値)	床面積 (暫定計画値)	ホール間 間仕切り	アンカー ボルト	床耐荷重 (ピット部分 除く)	高さ (梁下)
1	ホールA	約10,000~12,000㎡	10,000㎡	可動式	打設可能	2 t/㎡以上	8 m以上
2	ホールB	約10,000~12,000㎡	10,000㎡				
合計		約20,000~24,000㎡	20,000㎡				

2. 展示等施設の機能

(1) 主として展示会、見本市その他の催しの用に供する室ごとの機能（主な設備を含む。）

- ・多様な催事に対応するため、展示ホール間に約1万㎡ごとに分割可能な可動間仕切りを設置し、分割又は一体利用できる柔軟性を備えたレイアウトとし、展示ホール空間について、1万㎡以上の無柱空間（部屋の内部に柱が無い空間）を確保する*。
- ※ 展示ホールのレイアウト及び柱構造については、今後のMICE需要も踏まえ、設計の進捗に伴って変更が生じる可能性がある。
- ・展示ホールの床耐荷重は、概ね2 t/㎡（ピット部分除く。）以上を確保し、重量物展示や設営・搬出入作業の効率等を踏まえて設定する。
- ・展示ホールの天井高は、概ね8 m以上を確保し、開催する催事に応じた多様な演出や設営・搬出入作業の効率化が可能となる仕様とする。
- ・BtoB展示会及びBtoC展示会その他のイベント等、開催する催事に応じ多様な演出が可能となる

よう、天井に吊物機構（1か所あたり300～500kg程度の吊り荷重に対応できる吊物機構を格子状に設置）を設置するとともに、展示ホールごとに主催者用の専用事務スペースを配置する（当該主催者用事務スペースは展示等施設の床面積には算入していない。）。

- ・催事のオンライン化やバーチャル化への対応も見据え、ITインフラやネット環境等について大容量通信への対応や通信設備の強化を図る等、最先端で高利便な設備・機能を備える。
- ・展示ホールの床下に、催事開催に必要となる給排水・電源等を配備するためのピットを設置する。
- ・展示ホール床面（ピット部分を除く。）はアンカーボルトの打設に対応できる仕様とする。

【図表 3：展示等施設の主な機能・仕様】

主な機能・仕様	概要
可動間仕切り	展示ホール間に約1万㎡ごとに分割可能な可動間仕切りを設置
床下ピット	給排水・電源等を配備するための床下ピットを設置
アンカーボルト打設	アンカーボルトの打設に対応（ピット部分を除く）
天井吊物機構	1か所あたり300～500kg程度の吊り荷重に対応できる吊物機構を格子状に設置
主催者用事務スペース	展示ホールごとに専用の事務スペースを設置

(2) 附帯するその他施設を含めた施設全体の機能

- ・展示等施設に附帯してMICE専用のキッチンを設置することで、バンケットサービスの利用が可能な機能を備える。
- ・数万人／日の来場者が見込まれる施設であることに配慮し、間口の広い共通ホワイエの設置、一般来場者と主催者・関係者の動線分離等を行い、安全で快適な来場・回遊動線及び催事関係者動線を確保する。
- ・搬出入車両の展示ホール内への進入、短時間での効率的な荷捌き作業、展示会開催日前後の夜間を活用した搬出入等に対応できる仕様とする。また、必要に応じて、夢洲・舞洲等のIR区域周辺エリアにおいて、搬出入車両の一時待機場所として活用できる提携駐車場や駐車スペースを確保し、周辺道路への交通負荷軽減や搬出入の円滑化を図る。
- ・大規模イベントや多彩なイベントに柔軟に対応できるように、MICE施設の隣接に屋外イベントスペース（MICEプラザ）を整備する。
- ・人と人との交流を通じて、大阪・関西の産業を世界と結び付け、イノベーションの創出をめざすコワーキングスペース及びビジネスラウンジをMICE施設の附帯機能として整備する。

(3) 附帯するその他施設の床面積

NO.	主な附帯施設	床面積（計画値）	床面積（暫定計画値）
1	ホワイエ（中廊下）※国際会議場施設と共通	約14,100～19,500㎡	17,680㎡
2	厨房・倉庫等 ※国際会議場施設と共通	約5,000～8,000㎡	6,635㎡
3	コワーキングスペース・ビジネスラウンジ・ビジネスセンター・主催者用事務スペース等	約980～1,800㎡	1,040㎡

④ 魅力増進施設の種類、機能、規模

1. 魅力増進施設の種類及び機能

コンテンツの種類及び特性に合わせた多様な魅力増進施設を設置するとともに、大阪IR内の他の施設や敷地全体も活用し、大阪・関西及び日本の魅力の創造・発信に取り組む。

【図表 4：魅力増進施設の種類・機能】

NO.	施設名称	種類	機能	主な設備
1	ガーデンシアター	劇場	参加体験機能、イベント・プロモーション機能	舞台・音響・照明等の演出用設備
2	三道体験スタジオ	その他の施設（伝統文化等の展示場）	参加体験機能、イベント・プロモーション機能	音響・照明・映像等の演出用設備
3	ジャパン・フードパビリオン	レストラン（飲食施設）	飲食機能、参加体験機能、イベント・プロモーション機能	厨房設備
4	関西ジャパンハウス	その他の施設（工芸体験・物販施設）	リテール・カフェ機能、ワークショップ機能、情報発信機能	工芸品制作用の工作機器
5	関西アート&カルチャーミュージアム	美術館	ギャラリー機能、物販機能	吊り物等の展示用設備

2. 魅力増進施設の規模

NO.	施設名称	延床面積（計画値）	延床面積（暫定計画値）
1	ガーデンシアター	約910～1,400㎡	1,018㎡
2	三道体験スタジオ	約460～680㎡	520㎡
3	ジャパン・フードパビリオン	約7,300～9,100㎡	8,220㎡
4	関西ジャパンハウス	約450～660㎡	505㎡
5	関西アート&カルチャーミュージアム	約790～1,200㎡	887㎡

3. 魅力増進施設の設置及び運営の方針

(1) 魅力増進施設の設置及び運営方針

a. 基本的な考え方

- (a) 大阪・関西・日本が育んできた伝統、文化及び芸術等の観光魅力について、効果的な手法を活用して幅広く世界に向けて発信する。
- (b) コンテンツの磨き上げや発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に取り組む。

b. 魅力発信機能

- (a) エンターテインメント性を高める工夫や最先端技術の活用、プレミアム感の創出等により、多様な来場者の誘客や恒常的な集客力の確保に向けた工夫を行う。
- (b) 来訪者のニーズを踏まえるとともに、言語・文化の違いに配慮の上、コンテンツの種類・内容・表現方法を工夫する。
- (c) I R施設の開業後も、来訪者のニーズや流行等の変化を踏まえ、継続的にコンテンツ・サービス等の進化・更新を図り、誘客効果の維持・向上に努める。
- (d) 送客施設と連携したコンテンツ・サービス・機能の工夫を行い、効果的な広域観光振興につなげる。

c. コンテンツ発展・創造機能

誘客効果を維持・向上させるため、新たなコンテンツの創造並びにコンテンツの磨き上げ及び発信手法の工夫等により、既存コンテンツの発展に取り組む。

- (2) ガーデンシアター
- ・伝統芸能に新たな表現手法を取り入れた革新的なコンテンツや体験型のイベントといった多彩なプログラムを提供する。
 - ・日本の伝統文化から現代的なポップカルチャーにいたるまで、時代を問わない日本の魅力を発信する。
 - ・テクノロジーを駆使した現代的かつ芸術的な表現手法を組み入れた、これまでにない革新的な舞台芸術作品の創出をめざす。
 - ・伝統芸能を身近に体験できるプログラムの開催や、伝統的な太鼓芸能集団と世界的に人気を博すパフォーマーによるコラボレーション・ショー等の公演を企画する。
- (3) 三道体験スタジオ
- ・華道・茶道・香道等の日本の伝統的な芸道を、先進的なテクノロジー等を用いた演出によって、五感を通じた体験として提供する。
 - ・季節の移り変わりに合わせて演出内容の更新を行い、プログラムや体験を変化させる。
 - ・通常期には、施設内の様々な演出を順路に沿って展開する。特別企画として、各芸道の専門家等と連携し、ライブ・パフォーマンスや参加型のイベント開催を検討する。
- (4) ジャパン・フードパビリオン
- ・大阪・関西の幅広く奥深い食文化の魅力を伝えるため、気軽に楽しめるフードホールから、「食」の奥深さを味わえる高級店にいたるまでの多様な飲食施設を配置する。
 - ・食べ比べやオリジナルの食器づくり等の多様な食文化体験プログラムを提供する。
 - ・世界中で幅広い知名度を有するシェフや大阪・関西の有名シェフ、「食」に関わる団体と連携し、大小様々なイベント・プロモーションを実施する。
- (5) 関西ジャパンハウス
- ・工芸品の制作過程見学や工芸品の制作体験プログラム等、日本の伝統的な工芸文化の魅力に触れる機会を提供する。
 - ・工芸職人が実際の仕事場として活用し、製品そのものだけでなく、制作技術や歴史を発信する工房スペースを設置する。
- (6) 関西アート&カルチャーミュージアム
- ・古典的な芸術作品からメディアアート等の現代的な作品まで幅広い作品を取り扱う。
 - ・I R全体における芸術体験の拠点として、地域住民を含む多様な人々にアートに親しむ機会を提供する。
 - ・国内外の文化機関等と連携し、企画展やラーニング・プログラム等、幅広い文化体験の機会を提供する。

⑤ 送客施設の種類、機能、規模

1. 送客施設の種類、機能、規模

- ・大阪・関西を中心に最新の交通・観光情報を紹介する質の高いショーケース機能と、旅行の企画・提案・手配をワンストップサービスで提供するコンシェルジュ機能を有した関西ツーリズムセンターを整備する。
- ・来訪者の需要や数の想定を踏まえ、旅行者に必要なサービスの提供に十分な規模を備えることで、I R来訪者の他地域への送客をめざす。
- ・関西ツーリズムセンターに近接して大規模なバスターミナルを整備するとともに、海に囲まれた立地を活かし、I R区域外の敷地北側の海沿いに小型旅客船等の乗客が利用するフェリーターミナル（係留施設を併設）を整備することで、来訪者の夢洲から大阪内外へのアクセス機能を補強する。

(1) 関西ツーリズムセンター

a. 種類及び機能

機能区分	導入機能	主な設備	業務区分*
ショーケース機能	映像型ショーケース (各地の魅力を伝える臨場感ある映像の投影)	音響・映像等の演出用設備	イ・ロ
	地域・テーマ別ショーケース (地域別・体験テーマ別の観光体験を紹介)	照明・映像等の演出・展示用設備	イ・ロ
	ポップアップ型ショーケース (自治体・DMO向けポップアップスペースの提供)	照明・展示台等の展示用設備	イ
	メディアウォール型ショーケース (観光情報に演出を施した画像や動画を配信)	映像等の演出用設備	イ
コンシェルジュ機能	A I コンシェルジュ (A I による旅行相談端末)	I C T を活用した機器等の旅行相談端末	ロ・ハ・ニ
	総合コンシェルジュ (対面型でサービスを提供する旅行相談窓口)	什器、備品等	ロ・ハ・ニ
	プレミアムコンシェルジュ (V I P 向けの旅行相談窓口)	什器、備品等	ロ・ハ・ニ
その他	B O H / 共用部分等	-	-

※ I R 整備法施行令第 4 条第 2 号イ、ロ、ハ又はニによる分類

b. 規模 (床面積)

機能区分	規模 (床面積)	暫定計画値		
		規模 (床面積) ※	対面による情報提供及びサービスの手配のための設備の規模(床面積) ※	待合の用に供する設備の規模(床面積) ※
ショーケース機能	約 360~520 m ²	400 m ²	100 m ²	300 m ²
コンシェルジュ機能	約 180~260 m ²	200 m ²	110 m ²	90 m ²
その他	約 140~210 m ²	158 m ²	-	-
送客施設全体床面積	約 680~990 m ²	758 m ²	210 m ²	390 m ²

※機能区分別及び各設備別の床面積については、送客施設の合計床面積 (680~990m²) の範囲で変動が生じる可能性がある。

(2) バスターミナル及びフェリーターミナル

機能区分	施設の名称	規模 (床面積)	暫定計画値 (床面積)
交通機能	バスターミナル	1 か所 : 約10, 100~12, 500m ²	11, 284m ²
	フェリーターミナル (係留施設を併設)	1 か所 : 約1, 100~1, 800m ²	1, 331m ²

2. 送客施設の設置及び運営の方針

(1) 基本的な考え方

日本各地の豊かな自然や地域の歴史、魅力的なスポット及び魅力増進施設で紹介するコンテンツを I R 区域の外で楽しむための観光情報を提供（大阪府下にある観光・魅力資源の紹介を含む。）するほか、来訪者の希望に応じたツアーを企画・提案・手配することで、I R から大阪・関西・西日本をはじめ日本各地に送客を行い、日本観光のゲートウェイ形成をめざす。

(2) 送客範囲の考え方

- ・大阪 I R をハブとする利便性の高いネットワークを構築し、大阪・関西及び西日本を中心に日本全国への送客と周遊観光をサポートする。
- ・関西の交通事業者との連携により、バスアクセスや海上アクセス網の新たな整備に取り組み、大阪 I R から日本各地への交通ネットワークの構築をめざす。

(3) ショーケース機能

- ・国内外から訪れる多様な来訪者のニーズに応じた交通・観光情報を、多様なショーケースを通じて提供し、日本の観光魅力を効果的に発信する。
- ・新たな魅力発見の機会を提供するため、各地における季節ごとや旬のイベント等に合わせたコンテンツの入替えや更新、来訪時間帯に適したコンテンツ選定等を工夫する。
- ・自治体・DMO が I R 来訪者に直接プロモーションを行うことのできる場を提供する。
- ・ショーケースのデバイスについては、x R（VR、AR、MR 等の仮想空間技術、空間拡張技術の総称）等の最先端技術の活用によって観光地をリアルに感じられる体験を提供する。
- ・提供するコンテンツについては、観光事業に十分な実績・ノウハウを有した旅行会社の知見・経験に加え、各地の自治体・DMO 等から幅広く情報収集を行う。収集したコンテンツは、来訪者のデータベース等を参考に、ショーケースの設備等に合わせて映像等の形式にカスタマイズし、発信方法を工夫して提供する。

(4) コンシェルジュ機能

- ・多様なスタイルのコンシェルジュを配置し、I R 来訪者の属性、観光ニーズ、接客の好み等、各来訪者の旅行スタイルやニーズに柔軟に対応する。
 - ▶ 対面でサービスを提供するコンシェルジュでは、豊富な企画・提案の実績・ノウハウを有したコンシェルジュを配置し、来訪者の直接的なニーズだけでなく、潜在的なニーズを満たすような観光コンテンツやツアー等を提案する。
 - ▶ デバイスを活用したコンシェルジュでは、タッチパネルやタブレット端末等を通じて旅行者自身による旅行の予約・手配が可能となるサービスを提供する。
- ・日帰りツアーや、広域で周遊観光を楽しむ募集型ツアー等の多様な観光商品を揃え、企画・提案・予約・手配のワンストップサービスにより幅広い需要に対応する。
- ・旅行者や観光コンテンツ等にかかるデータベースを活用し、各旅行者の関心に応じた企画・提案を行う。また、交通・観光コンテンツ等に、一元的に対応できる仕組みを整備する。

(5) 交通機能（バスターミナル及びフェリーターミナルとの連携）

- ・I R を起点とした多様なバスネットワークを提供するバスターミナルを、関西ツーリズムセンターに近接して整備することにより、来訪者の利便性向上及び I R からの効果的な送客を図る。
- ・バスターミナルやフェリーターミナルを発着地とした観光商品の組成等の工夫を行い、関西ツーリズムセンターで提案することにより、多様な来訪者を送り出す。

(6) 多言語対応の方針

- ・日本各地の外国語表記の基準となっている英語・中国語・韓国語を中心に、文字表記だけでなく対人の多言語サービスを整備する。
- ・言語や文化の違いにかかわらず、視覚的、直感的に理解が可能なピクトグラムの表示、写真・動画の活用等、情報提供手法を工夫する。

(7) 送客先の観光地及び国内外の事業者との連携

- ・各地の自治体・DMOとの直接的なコンタクトや、自治体・DMOとの関係を既に構築している旅行会社や交通事業者のネットワークを活かし、広範な連携体制を構築する。
- ・大阪府・市及び大阪観光局をはじめ、全国の観光地や自治体・DMOから受け取った観光情報をIR事業者から発信するほか、観光関係者等が直接情報発信できる場を送客施設で提供する。

⑥ 宿泊施設の種類、機能

1. 宿泊施設の種類の

- ・グレード、特徴等を差別化した「MGM大阪」、「MGM大阪ヴィラ」及び「MUSUBIホテル」の3つの宿泊施設を整備し、大阪IR全体のブランド価値の向上や宿泊需要の喚起に貢献する。

【図表 5：宿泊施設の種類の】

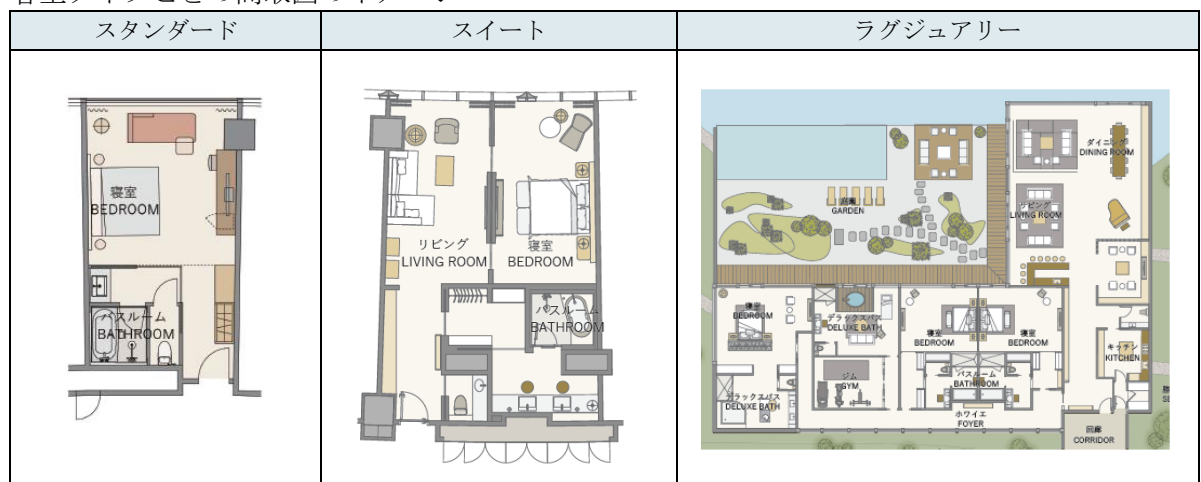
宿泊施設名	MGM大阪	MGM大阪ヴィラ	MUSUBIホテル
ブランド	MGM	MGM	新ブランド
グレード	ラグジュアリー	スーパー・ラグジュアリー	アッパー・アップスケール
特徴	エンターテイメントホテル	VIP向け最高級ホテル	多世代型アクアリゾートホテル

2. 宿泊施設の機能

(1) 客室ごとの機能・客室構成

- ・日本有数の規模となる総客室数約2,375～2,760室を整備する。
- ・寝室、バスルーム、トイレ、ソファ・テーブル等の基本的な設備のほか、来訪者の多様なニーズに対応し、リピーターに対しても常に新しい体験価値を提供できるように、様々なタイプの客室を用意する。
- ・最低客室床面積をスタンダードルームは概ね30㎡以上、スイートルームは概ね65㎡以上に設定し、スイートルームは全体客室数の概ね20%以上を確保する。
- ・あらゆる顧客層に対応できる国際競争力の高い客室を揃えることで、集客力の向上及び来訪者の滞在長期化をめざす。
- ・世界中から訪れる富裕層の需要にも対応できるように、スーパー・ラグジュアリーといった最高級クラスの客室も整備し、大阪IR全体のブランド価値向上に貢献する。

(2) 客室タイプごとの間取図のイメージ



※代表的な客室タイプのイメージ（現時点での想定イメージであり今後の設計の進捗に伴い、変更が生じる可能性がある。）

(3) 施設構成 (客室以外の機能の床面積)

宿泊施設名	料飲※1	ハンケット	スパ	屋外プール※2	フィットネス	各機能の合計	各機能の合計 (暫定計画値)
MGM 大阪	約2,312㎡	0㎡	約1,925㎡	約2,127㎡	約3,209㎡	約7,600㎡ ～11,500㎡※3	9,573㎡
MGM 大阪ヴィラ	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡
MUSUBI ホテル	約2,246㎡	約533㎡	約1,289㎡	約2,744㎡	約819㎡	約6,100㎡ ～9,200㎡※4	7,631㎡

※1 各宿泊施設に宿泊するゲストの利用が主に見込まれるレストラン、バー及びラウンジを対象として計上。

※2 屋外プールの面積は延床面積に含まない。

※3 機能別の床面積については、今後の設計の進捗に伴いMGM大阪における各機能の合計 (約7,600～11,500㎡) の範囲で変更が生じる可能性がある。

※4 機能別の床面積については、今後の設計の進捗に伴いMUSUBIホテルにおける各機能の合計 (約6,100～9,200㎡) の範囲で変更が生じる可能性がある。

3. 宿泊施設の規模

(1) 客室の床面積

宿泊施設名	客室全体			
	総客室数	総客室床面積	平均 客室床面積	最低 客室床面積
MGM大阪	約1,740～2,020室	約127,400～147,600㎡	約65～85㎡	約45～60㎡
	(暫定計画値) 1,830室	(暫定計画値) 134,162㎡		
MGM大阪ヴィラ	約10室	約4,700～5,500㎡	約440～545㎡	約400～490㎡
	(暫定計画値) 10室	(暫定計画値) 4,937㎡		
MUSUBIホテル	約630～725室	約26,500～30,700㎡	約35～50㎡	約30～45㎡
	(暫定計画値) 660室	(暫定計画値) 27,919㎡		
合計	約2,375～2,760室	約158,600～183,800㎡	平均約60～75㎡	-
	(暫定計画値) 計2,500室	(暫定計画値) 計167,018㎡		

(2) 客室ごとの床面積

MGM大阪		MGM大阪ヴィラ		MUSUBIホテル	
客室タイプ※	床面積	客室タイプ※	床面積	客室タイプ※	床面積
スタンダード	約45～60㎡	スタンダード	-	スタンダード	約30～45㎡
スイート	約70～85㎡	スイート	-	スイート	約65～85㎡
ラグジュアリー	約185～230㎡	ラグジュアリー	約400～490㎡	ラグジュアリー	約100～125㎡

※代表的な客室タイプを記載

(3) スイートルームの床面積・割合

宿泊施設名	スイート客室		
	平均客室床面積	最低客室床面積	割合
MGM大阪	約100～130㎡	約70～85㎡	約20%以上
MGM大阪ヴィラ	約440～545㎡	約400～490㎡	100%
MU S U B I ホテル	約70～90㎡	約65～85㎡	約2%以上
平均	約105～135㎡	-	約20%以上

【様式：要求基準 2】カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計

① I R施設の床面積の合計

I R施設を構成する各施設の床面積の合計：約731,000～848,000㎡（暫定計画値770,525㎡）

② カジノ施設の種類、機能

1. カジノ施設の種類の種類

カジノ施設の種類の種類：カジノ施設

2. カジノ施設の機能

I R関係法令等で定めるカジノ施設の構造及び設備の技術上の基準等を遵守し、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設とするため、以下の機能を設ける。

(1) 入退場管理

a. 来訪者の入退場管理

- ・来訪者数の予測に基づいて、来訪者を整理するために必要な面積の本人確認区画を確保した上で、マイナンバーカード利用者用とパスポート等利用者用に分けて適切な数のキオスク及び入退場ゲートを設置する。
- ・キオスクでは、マイナンバーカード又はパスポート等による来訪者の本人確認、入場料等の徴収、入場要件の確認を実施し、入退場ゲートでは、来訪者の入退場時間を確認・記録する。
- ・来訪者の入場前には、入場要件の確認として、マイナンバーカードのP I Nコード入力や生体認証等を行うとともに、カジノ管理委員会への入場等回数制限対象者該当性照会を行うほか、暴力団員等や20歳未満の者等の入場禁止対象者を排除するために必要な確認等を適切に行う。

b. 従業員の入退場管理

- ・従業員によるカジノ施設やバックヤードへの入退場についても厳格な管理を行い、権限を与えられた従業員が入退場管理システムで認証された場合のみ入退場を可能とする。

(2) ゲーミング関連サービスの提供

- ・テーブルゲーム約470台、電子ゲーム約6,400台をゲーミング区域内に適切に設置する。なお、これらの台数は現時点での想定であり、ゲーミング区域の面積や顧客のニーズ等を踏まえ、変更する場合がある。
- ・カジノ施設内に複数のケージやバウチャー払戻機、両替機を適切に設置し、全ての来訪者にとって利便性の高い配置とする。
- ・来訪者の利便性を考慮し、多様な飲食店や酒類等の飲料を提供するサービスバーをカジノ施設内の各所に配置する。
- ・カジノ施設内の各所にロイヤルティ・プログラムデスクを設置し、会員アカウントやカードの発行、ロイヤルティポイントやコンプリメンタリーの管理等のサービスを行う。

(3) 監視、警備等

- ・カジノ施設及びその周辺を最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備により適切に監視するほか、これらの見通しを妨げるものを設置しない。
- ・監視映像の録画・再生設備を備えた、監視及び警備を行うための室を設けた上で、顔認証システム、画像解析システム等を活用した監視、警備を実施する。
- ・カジノ関連機器及び監視設備は、物理的及び電磁的な手法によって保護するほか、非常時に機能を維持するための非常用電源設備等を設置する。
- ・カジノ業務に使用するサーバを安全に保管できる設備を設置するとともに、不正アクセスを防止するためのサイバーセキュリティ対策を講じる。

(4) 依存防止、有害影響排除

- ・カジノに関わる潜在的な負の影響を可能な限り減らし、来訪者の健全なプレイを支援する。
 - ▶ 24時間・365日利用可能な相談施設を設け、来訪者へ責任あるゲーミング及びその対応方法を案内するとともに、プレイヤー（顧客）に対して簡易なカウンセリングを行う。
 - ▶ 全ての来訪者が、ギャンブル等依存症の予防・啓発及び責任あるゲーミングに関する情報にアクセスできるように、カジノ施設内のみならず、その他のIR施設においても予防・啓発に関連するサイネージの掲示や資料の提供を行う。
- ・カジノ施設内の来訪者が見やすい場所に正確な時計を配置し、適切なゲーミング行動を促す。
- ・依存防止のための措置の実効性を確保するため、カジノ施設内においてATMの設置を行わない。

(5) その他

- ・カジノ管理委員会が検査、監査その他の業務を行うために必要な広さ及び機能を有するカジノ管理委員会専用室を設け、適切な国の監視及び管理の実現に貢献する。

③ カジノ施設の数、規模

1. カジノ施設の数

カジノ施設の数：1

2. カジノ施設の規模

- ・カジノ施設全体の床面積：約58,600～71,700㎡（暫定計画値65,166㎡）
- ・カジノ施設のうち専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積：約21,900～25,500㎡（暫定計画値23,115㎡）

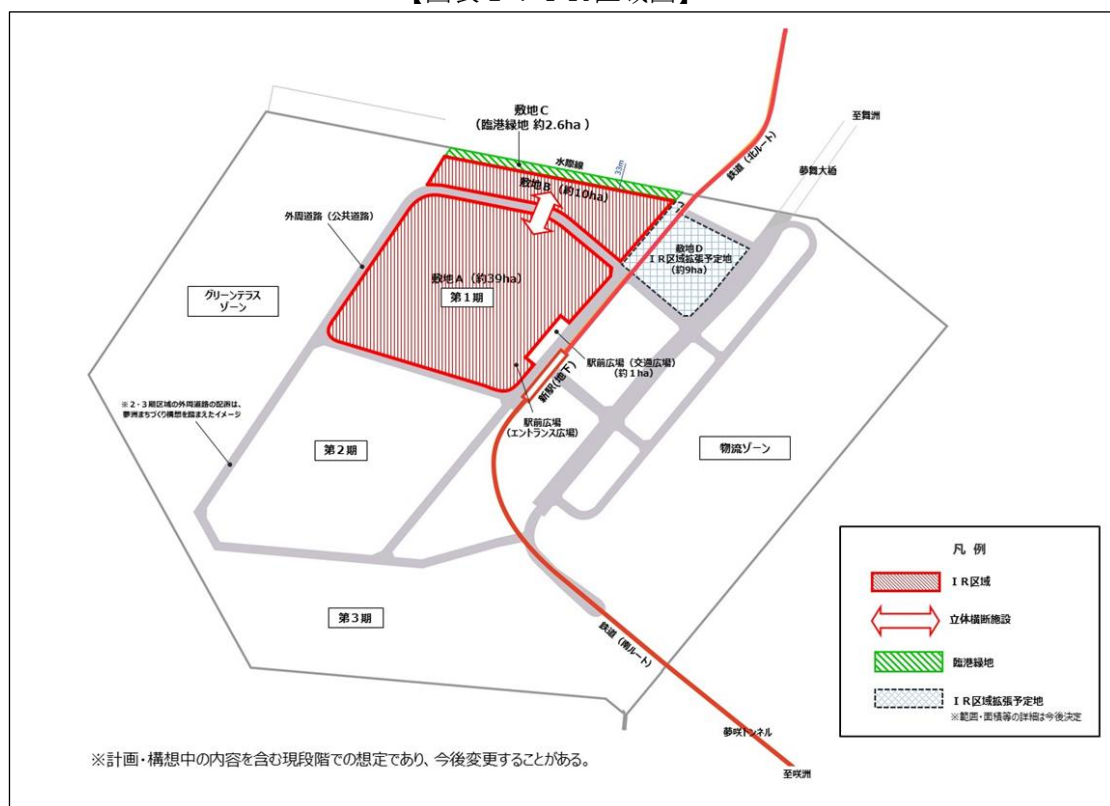
※設計・施工過程における計画調整により、IR施設の床面積に一定の変動が想定されるため、ゲーミング区域の床面積は、IR施設の床面積の合計の3%を超えない範囲で変更する場合があります。

【様式：要求基準 3】 I R区域の一体的な管理

① I R区域が、一団の土地の区域として、I R事業者により一体的に管理されるものであることを証する事項

- ・ I R事業者は、I R区域内の全ての土地について、土地所有権を有する大阪市との間で、借地借家法第23条第1項に定める事業用定期借地権設定契約を締結の上、賃借権を内容とする借地権を設定し土地の使用の権原を保有することによって、I R区域として一体的に管理する。
- ・ I R区域として整備する土地の区域は、道路法上の道路を跨いでいるが、I R事業者において、道路の上空に来訪者が徒歩及び自転車で快適に行き来できる十分な幅員の立体横断施設を設置し、運営・維持管理を行う。これにより、I R区域全体の土地利用上並びにI R施設間の回遊性や機能上の一体性及び連続性を確保するとともに、一のI R施設を設置する一団の土地の区域として、I R事業者が一体的に管理する。

【図表 1：I R区域図】



【様式：要求基準 4】 I R 区域の土地の使用の権原・ I R 施設の設置根拠についての妥当性

① I R 区域の土地に関する所有権の取得等の方法及び予定時期

1. 所有権の取得等の方法

I R 事業者は、I R 区域内の全ての土地について、土地所有権を有する大阪市との間で、下表に記載の賃料及び賃貸借期間を内容とする借地借家法第23条第 1 項に定める事業用定期借地権設定契約を締結の上、賃借権を内容とする借地権を設定し土地の使用の権原を取得する。

【図表 1：土地の賃料及び賃貸借期間】

対象用地	賃料	賃貸借期間*
敷地 A 及び B	428 円/㎡・月額	土地の引渡日から I R 整備法第 9 条第 11 項に基づく区域整備計画の認定日の 35 年後の応当日の前日まで

※ 事業期間が延長された場合、大阪市は、I R 事業者との間で、当該延長された期間と同じ期間を賃貸借期間とする新たな借地権設定契約を締結する。（事業期間及びその満了に当たっての事業期間の延長については、要求基準11①-2-(2)参照）

2. 所有権の取得等の予定時期

令和 5 年度頃（2023 年度頃）～

※液状化対策工事の進捗状況を踏まえ、順次、大阪市より土地引渡しを受ける。

② 収支計画及び資金計画

1. 収支計画

(1) 収支計画の見通し

- ・認定区域整備計画第 8 期（2030 年 3 月期）に開業を想定。
- ・開業 3 年目期の I R 事業全体の売上高は約 5,200 億円、当期純利益は約 750 億円を見込む。
- ・カジノ部門が収益の約 8 割を占める。
- ・主な営業費用は、カジノ部門では納付金及び人件費、非カジノ部門では人件費となっている。

(2) 財政状況（資産・負債）の見通し

- ・中核株主に加え、中核株主以外の少数株主の出資により、事業期間を通じて安定的な財務状況が維持される見込み。
- ・また、開業 3 年目期末の自己資本比率は約 60% となる見込み。

(3) 予定損益の見通し

- ・開業 3 年目期においては、カジノ事業からの収益は約 4,200 億円（全体収益の 80% 程度）、非カジノ事業からの収益は約 1,000 億円（全体収益の 20% 程度）を見込む。
- ・カジノ事業の売上高の前提となるカジノ施設来訪者数は、国内人口、国内旅行者数、訪日外国人旅行者数等の直近の推移、先行する海外 I R における集客実績等を踏まえて試算した結果、開業 3 年目期に年間約 1,610 万人を見込む。
- ・非カジノ事業については、カジノ施設以外の中核施設やコンテンツ更新、開発への再投資等により、漸進的・段階的な収益の増加をめざす。

(4) 予定キャッシュ・フローの見通し

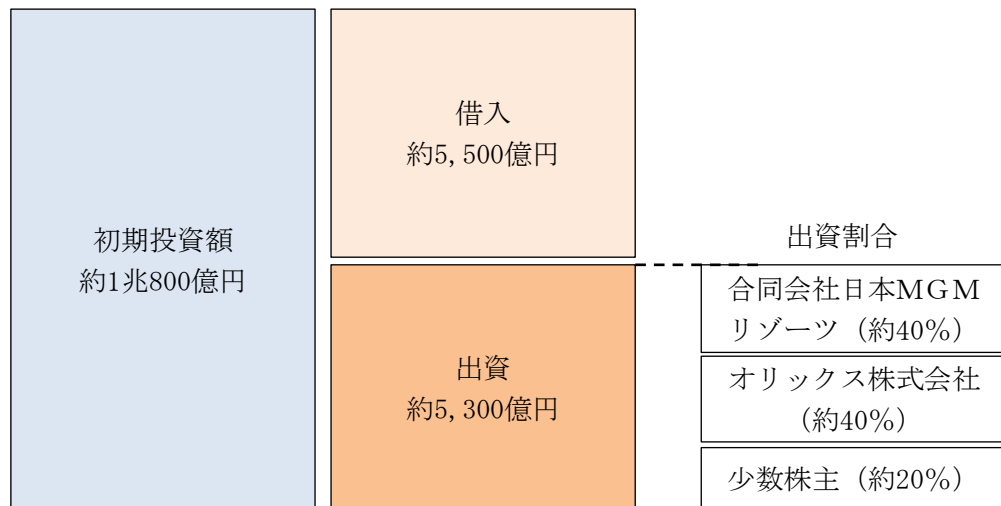
- ・建設期間は、建設コスト及び開業準備費の支出を株主からの出資及び金融機関からの借入で調達。
- ・運営開始後は、営業キャッシュ・フローが黒字化する開業 2 年目期から金融機関に対する借入返済を本格化。
- ・開業 2 年目期に営業キャッシュ・フロー及びフリーキャッシュ・フローが黒字化。事業から創出したキャッシュは、金融機関からの借入の返済に充てると同時に、I R 施設の経常修繕・大規模修繕、コンテンツ更新・開発等への投資を行うことを想定。

2. 資金計画

(1) 資金調達計画

- ・ 資金調達総額は約 1 兆800億円^{※1}であり、株主による出資（自己資本）により約5,300億円（約49%）、金融機関からの借入により約5,500億円（約51%）^{※2}を調達する想定^{※3}。
- ※1 資金調達総額は消費税（控除対象外消費税を除く。）を含まない。
- ※2 金融機関からの借入金額は消費税ローン及び運転資金用コミットメントラインを含まない。
- ※3 出資と借入の資金調達額の内訳は、資金調達環境の影響や金融機関の融資方針等により、今後変更の可能性がある。

【図表 2：資金調達計画の概要】



(2) 資金調達の内訳

- ・ 資金調達の内訳は、下表のとおり。
- ・ 中核株主である合同会社日本MGMリゾート^{※1}及びオリックス株式会社のほか、関西企業を中心とする中核株主以外の複数の少数株主^{※2}による出資に加え、Mandated Lead Arranger（主幹事行）となる株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行その他シンジケーションに参加する複数の金融機関からのプロジェクトファイナンス（シニアローン）での借入により資金調達を行う予定。
- ※1 合同会社日本MGMリゾートは、MGMリゾート・インターナショナルの完全子会社である。
- ※2 各少数株主の議決権割合は5%未満であり、認可主要株主には該当しない。

【図表 3：資金調達の内訳】

資金の内訳及び調達方法		種類	金額	調達割合	資金提供者
自己資本	資本金	普通株式	約 2,120 億円	約 20%	合同会社日本MGMリゾート
			約 2,120 億円	約 20%	オリックス株式会社
			約 1,060 億円	約 10%	中核株主以外の少数株主全体
	自己資本合計		約 5,300 億円	約 49%	
他人資本	借入金	シニアローン	約 5,500 億円	約 51%	株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行その他シンジケーション参加金融機関
	他人資本合計		約 5,500 億円	約 51%	
資金調達総額・割合			約 1 兆 800 億円	100%	
(うち、設置運営事業等の費用総額・割合)			約 1 兆 800 億円	100%	

- ・上記のほか、開発期間にかかる消費税については、消費税還付金を返済原資とする消費税ローン
を金融機関より調達する予定。
- ・さらに、季節要因等による一時的な運転資金の増加、感染症の大流行等の緊急事態等に対して資
金繰りの柔軟性を確保するため、金融機関より運転資金用コミットメントラインの設定を受ける
予定。

(3) 資金調達方法及び資金拠出の蓋然性

a. 合同会社日本MGMリゾート及びMGMリゾート・インターナショナル

- ・合同会社日本MGMリゾートによる出資金額の調達は、完全親会社であるMGMリゾート・イ
ンターナショナルが手元資金若しくは借入又はこれらの組み合わせにより行う。
- ・MGMリゾート・インターナショナルは、潤沢な手元流動性（2021年9月末時点の手元流動性
は約64億ドル*）を有するとともに、資金拠出が主に想定される2022年から2025年までの間に
おいても十分なフリーキャッシュ・フローを創出できる事業計画を有しており、出資金額全額
を手元資金により拠出可能。また、手元資金以外にも、必要に応じて借入等による資金調達が
可能であり、手元資金又は借入いずれによる調達でも財務健全性への影響は限定的である。
※海外子会社等を除く米国本社の現金等、リボルビングクレジットの数値

b. オリックス株式会社

- ・オリックス株式会社による出資金額の調達は、手元資金若しくは借入又はこれらの組み合わせ
により行う。
- ・オリックス株式会社は、潤沢な手元流動性（2021年9月末時点の手元流動性は約1兆737億
円）を有する安定した財務基盤を維持しており、出資金額全額を手元資金により拠出可能。ま
た、負債調達力も十分に有しており、手元資金又は借入いずれによる調達でも財務健全性への
影響は限定的である。

c. 中核株主以外の少数株主

- ・中核株主以外の少数株主による出資金額の調達は、各少数株主の手元資金又は借入により行
う。
- ・関西企業を中心とする複数の少数株主から、IR事業者の資本金の約20%に相当する出資総額
のコミットを取得している。

d. 金融機関

- ・融資額約5,500億円について、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行からのコミ
ットメントレターを取得している。

【様式：要求基準 5】 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定

1. 実施方針

- ・ 令和元年 11 月 21 日 実施方針（案）公表
- ・ 令和 2 年 3 月 27 日 実施方針（案）修正（スケジュール等の変更）
- ・ 令和 3 年 2 月 12 日 実施方針（案）修正（国の基本方針策定を踏まえた修正）
- ・ 令和 3 年 3 月 1 日付け、大阪府公安委員会へ協議を依頼した。
- ・ 令和 3 年 3 月 10 日付け、大阪府公安委員会より協議に関する回答を得た。
- ・ 令和 3 年 3 月 12 日付け、大阪市へ協議を依頼した。
- ・ 令和 3 年 3 月 18 日付け、大阪市より協議に関する回答を得た。
- ・ 令和 3 年 3 月 19 日 実施方針確定

2. 募集要項

- ・ 令和元年 12 月 24 日 募集要項公表
- ・ 令和 2 年 3 月 27 日 募集要項修正（スケジュール等の変更）
- ・ 令和 3 年 3 月 19 日 募集要項修正（実施方針確定に伴う修正）

3. 提案の概要及びその評価

- ・ 令和 3 年 7 月 21 日付け、MGM・オリックス コンソーシアムより提案審査書類を受け付けた。
- ・ 令和 3 年 9 月 22 日付け、大阪府市 I R 事業者選定委員会より審査講評を受領した。

4. I R 整備法第 8 条第 2 項の協議に関する事項

- ・ 令和 3 年 9 月 6 日付け、大阪府公安委員会へ協議を依頼した。
- ・ 令和 3 年 9 月 15 日付け、大阪府公安委員会より協議に関する回答を得た。
- ・ 令和 3 年 9 月 22 日付け、大阪市へ協議を依頼した。
- ・ 令和 3 年 9 月 24 日付け、大阪市より協議に関する回答を得た。

5. 民間事業者を公表した際の公表資料

- ・ 令和 3 年 9 月 28 日付け、MGM・オリックス コンソーシアムを設置運営事業予定者として公表。

6. 大阪府・市が定める民間事業者との接触のあり方に関するルール等

- ・ 公平性・公正性及び透明性の確保を徹底するため、大阪府綱紀保持基本指針等職員に適用される既存のルールに加えて、「I R 推進局における事業者対応等指針」を策定・運用してきた。
- ・ 大阪府・市アドバイザー及び選定委員会の委員等に対して厳格な利益相反制限を課すとともに、応募者に対しても、大阪府・市の職員及び特別職、大阪府・市アドバイザー並びに選定委員会の委員等に対する本事業に関する働きかけの禁止等の制限を行う等、民間事業者の公募及び選定手続きにおける公平性・公正性及び透明性の確保を徹底した。

登録受付番号

【様式：要求基準 6】地域における合意形成の手続

① 添付書類の記載事項の概要

1. IR整備法第9条第5項の協議に関する事項

- ・令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ協議を依頼した。
- ・令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より協議に対する回答を得た。
- ・令和4年2月4日付け、大阪市へ協議を依頼した。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市より協議に対する回答を得た。

2. IR整備法第9条第6項及び第9項の同意に関する事項

(1) IR整備法第9条第6項の同意

- ・令和4年1月31日付け、大阪府公安委員会へ同意を依頼した。
- ・令和4年2月2日付け、大阪府公安委員会より同意を得た。
- ・令和4年2月4日付け、大阪市へ同意を依頼した。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市より同意を得た。

(2) IR整備法第9条第9項の同意

- ・大阪市会令和元年9～12月定例会において、議案第146号「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案」が議決され、IR整備法第9条第9項の規定に基づき必要となる大阪市の同意を、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべきものとした。
- ・令和4年2月10日付け、大阪市へ同意を依頼した。
- ・大阪市会令和4年2・3月定例会において、議案第80号「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定の申請の同意について」は、附帯決議を付した上、原案のとおり可決された。また、大阪・夢洲地区特定複合観光施設用地に係る土地改良事業にかかる限度額を78,800,000千円及び期間を令和5年度から令和15年度までを内容とする債務負担行為を定める予算について、議案第61号「令和4年度大阪市港営事業会計予算」は、附帯決議を付した上、原案のとおり可決された。
- ・令和4年4月22日付け、大阪市より同意を得た。

3. IR整備法第9条第7項の公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置に関する事項

(1) 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に係る公聴会の開催

- ・令和4年1月23日、1月24日、1月28日、1月29日に開催し、40名が公述した。
- ・令和4年2月16日に公聴会の結果を公表した。

(2) 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」(案)に対する府民意見等の募集

- ・令和3年12月23日から令和4年1月21日まで意見等の募集(パブリックコメント)を行い、537名(団体含む)・1,497件の意見等が提出された。
- ・令和4年2月16日にパブリックコメントの結果を公表した。

4. IR整備法第9条第8項の議会の議決に関する事項

- ・大阪府議会令和4年2月定例会において、第66号議案「特定複合観光施設区域の整備に関する計画について認定の申請をする件」は、附帯決議を付した上、原案のとおり可決された。

登録受付番号

【様式：要求基準 7】 I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組

① I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組

1. コンプライアンス確保のための取組み

(1) 基本的な考え方

- ・法令等の遵守を基本として、I R事業の実施に係る収賄等の不正行為の防止並びに公正性及び透明性を確保することの重要性を十分に理解し、これに適切に対応するため、定款等を作成及び遵守するとともに、I R事業者の役職員に、コンプライアンス研修の受講を義務付け、組織全体でコンプライアンスを確保できるように取組みを実施する。
- ・カジノ事業の免許を得るまでに進める準備（I R施設等の建設、調達等に係る契約、各種行為準則の策定、従業員の雇用及び教育等）の段階から、I R整備法に定めるカジノ事業に関する規制を踏まえ、適切な定款等を作成するとともに、I R事業者の役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除をはじめとする廉潔性の確保に徹底的に取り組む。
- ・反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、各種行為準則を作成する等、適切な措置を講じる。

(2) コンプライアンス計画の策定及び推進

- ・前記(1)の基本的な考え方に則り、役員、従業員、業務委託先及び協力企業等のI R関係法令等の対象となるあらゆる関係者について廉潔性及び適格性の確認を行うプロセスを確立するため、適切なコンプライアンス計画を策定し、これを推進する。
- ・特に、その当事者がI R整備法その他の法令等に定める基準を満たしていることを確認するプロセスを確立し、当該プロセスにおいて十分な社会的信用を有する者である等、これら法令等に定める基準・要件を満たすことを確認しない限り、当該者との間では契約関係等を形成・構築しないものとする。

(3) コンプライアンス研修の実施

- ・I R事業者の役職員に対して、毎年、コンプライアンスに係る法令等及び内部規程に関する研修を行う等、I R事業の各業務に係るI R整備法その他の法令等に基づく教育訓練を実施する。

2. コンプライアンス推進体制の構築

I R事業者は、コンプライアンス部門及びその責任者としてコンプライアンス・オフィサーを設置し、それらによる法令等遵守の確認により、全部門における徹底したコンプライアンス意識に基づく適切なI R事業の実施を確保する。

また、コンプライアンス部門とは別に、取締役会の諮問機関として独立したコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス計画に則った事業実施を監督させる等、コンプライアンスを確保するための複層の体制を構築する。また、内部監査部門、法務部門と連携するリスク管理体制を構築する。

(1) コンプライアンス・オフィサー

- ・コンプライアンス部門の業務を管掌し、コンプライアンス計画の管理に責任を持つとともに、法務部門及び内部監査部門と協働して、コンプライアンスに基づく適切なI R事業の実施及びリスク管理を推進する。
- ・コンプライアンス委員会にコンプライアンス計画の遵守状況の報告や委員会の議案（従業員及び役員、取引関係を結ぶ事業者等の背面調査、カジノ規制の遵守、その他コンプライアンスに関わる案件等）の提起を行うとともに、内部監査部門の重要な会議等に参加し、内部監査部門による内部監査報告を受ける等する。

(2) コンプライアンス部門

- ・全部門における法令遵守、適切な記録作成・保管の徹底等を主導し、法令等を遵守した事業運営及びリスク管理を推進する。

- ・コンプライアンスに係る内部規程を定めるとともに、経営層や中核部門、サポート部門及び管理部門内の各部門と連携し、実行可能かつ効率的な業務プロセスのルール化を行う。
- ・主な所管業務として、以下を担当する。
 - 企業行動規範の策定
 - マネー・ローンダリング対策の実施（本人確認プロセスの策定を含む。）
 - カジノ規制の遵守及びカジノに関する内部規程の策定
 - 内部調査（定期及び懸念発生時）
 - コンプライアンス委員会の指示に基づく各種活動

(3) 内部監査部門・法務部門

- ・ I R 関係法令等の遵守状況を監視・評価し、定期的な監査を実施する。
- ・ 内部監査部門は、企業リスクの評価やリスク管理方針の有効性の検証及び見直しを行い、リスクを軽減するための方策を策定する責任を負う。また、事業運営全般に関するコンプライアンスの遵守を確認し、企業リスクの評価及び管理を行う。
- ・ 法務部門は、法務業務への対応のほか、コンプライアンス部門の業務執行を支援する。

(4) コンプライアンス委員会

- ・ コンプライアンス委員会は、独立した外部委員 3 名以上 5 名以下で構成する。
- ・ 外部委員には、関連法務、業界規制・倫理、コンプライアンス等に精通するとともに、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るというカジノ事業に関する規制の目的を理解し、不適切な状況の存在やその可能性を適切に判断する能力を有する者を選定する。
- ・ コンプライアンス計画に則り、I R 事業者の活動を監督し、社会的信用や廉潔性の維持を確保する。

3. 区域整備計画の認定の申請に当たってのコンプライアンスの確保

- ・ I R 事業者は、「区域整備計画の認定審査等に関する基本的事項」（令和 3 年 7 月 20 日付け国土交通省観光庁）を遵守するとともに、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会の委員に対して、不正な働きかけを行わない。また、区域整備計画の認定手続きの公正性及び透明性の確保の徹底を図るため、「特定複合観光施設区域整備推進本部における I R 事業者等との接触のあり方に関するルール」（令和 2 年 12 月 18 日付け特定複合観光施設区域整備推進本部決定）、「国土交通省における I R 事業者等との接触のあり方に関するルール」（令和 2 年 12 月 18 日付け国土交通省訓令第 86 号）、「カジノ管理委員会委員長及び委員の I R 事業者等への対応方針」（令和 2 年 12 月 10 日付けカジノ管理委員会決定）及び「カジノ管理委員会事務局職の I R 事業者等への対応方針」（令和 2 年 12 月 10 日付けカジノ管理委員会訓令第 33 号）について十分に理解し適切に対応する。
- ・ MGM 及びオリックスは、証券取引所の上場基準を満たす強固な内部統制システムを構築・運用しており、適正な業務執行の確保に取り組んでいる。区域整備計画の認定の申請等にかかる手続きにおいても、MGM 及びオリックスの内部統制システムや I R 関係法令等を踏まえ、適正に業務を執行する。区域整備計画認定後には、I R 事業者は、上述のコンプライアンス体制構築を推進するとともに、監査役や監査等委員会の設置等、I R 関係法令等を遵守した強固な体制を構築する。

4. 情報セキュリティ・マネジメント・システム

- ・ MGM のラスベガスにおけるサイバーセキュリティ対策及びオリックスが定める情報セキュリティポリシーを踏まえて、適切な情報管理、サイバーセキュリティ維持のため、セキュリティ基本ポリシーや運用業務標準手順を策定し、情報システムの安全性・信頼性確保をめざす。

【様式：要求基準 8】 I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会的勢力の排除

① I R事業者の名称等

名称	大阪 I R株式会社
住所	大阪府大阪市
代表者の氏名	エドワード・パウワーズ、高橋 豊典

② I R事業者の役員

氏名	住所	氏名	住所
ウィリアム・ジェイ・ホーンバックル	【個人情報のため住所は非公表】	入江 修二	【個人情報のため住所は非公表】
エドワード・パウワーズ	【個人情報のため住所は非公表】	深谷 敏成	【個人情報のため住所は非公表】
ウィリアム・ハム	【個人情報のため住所は非公表】	高橋 豊典	【個人情報のため住所は非公表】

③ I R事業者の役員等から反社会的勢力を排除するための措置

1. I R事業者において実施する措置

(1) 基本方針

- ・カジノ事業の免許を受けるまでの準備段階から、MGM及びオリックスの反社会的勢力排除に係る取組みも踏まえつつ、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察等と連携して、反社会的勢力の排除を徹底し、反社会的勢力からの関与を断固として拒絶し、これらの活動を助長するような行為は一切行わず、これらの勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むことを基本方針とする。

(2) 行動指針・各種行為準則等の作成

- ・カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を含め、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するための行動指針を、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察等と連携して作成するとともに、I R整備法に定める各種行為準則等において厳格な内部規則を定める。
- ・I R関係法令等を遵守し、カジノ事業の免許申請、業務の委託、契約の締結、カジノ施設への入場等の局面において、役員、株主等、従業員、契約の相手方等から反社会的勢力の排除を徹底し、犯罪収益移転防止規程の整備等により反社会的勢力からの被害を防止する。

(3) 暴力団員等に係るデータベースの作成・維持管理

- ・暴力団員等として認知された者のデータベースを作成・維持管理し、I R関係法令等に基づき、役員、従業員、取引先等について、十分な適格性審査を実施する。

(4) I R施設の建設、物品調達等に係る契約に関する措置

- ・I R施設の建設工事請負や物品の調達等の契約締結に際して、I R関係法令等に基づき、契約締結先が十分な社会的信用を有する者であること等を確認する。

(5) 役員及び株主又は出資者に関する措置

- ・I R事業者の役員及び株主又は出資者（当該株主又は出資者が法人である場合は、当該法人の役員を含む。以下同じ。）になろうとする者の候補者について、暴力団員等に係るデータベースとの照合、都道府県警察への照会、調査会社を活用した調査等により、暴力団員等が含まれないことを確認するとともに、I R事業者の役員及び株主又は出資者から、カジノ事業の免許を受ける上での欠格事由が存在しないことに係る誓約書を法令に基づき取得する。

- ・株式の種類を譲渡制限付き議決権付き普通株式とすることで、不適切な者への株式譲渡を未然に防止する。

(6) 従業員の雇用及び教育に関する措置

- ・雇用時には、従業員の職務遂行能力に加え、法令に従い、十分な社会的信用を有するものであること等を確認するとともに、IR関係法令等による厳格な規制のもと、高度な廉潔性を要求される環境で勤務することを周知し、従業員の理解を徹底するよう努める。
- ・全従業員に対して、毎年、行動規範に関する研修を実施し、事業運営から反社会的勢力を排除するための情報や反社会的勢力との関係を防止するための意識の浸透を図る。

2. 大阪府・市による確認

- ・大阪府・市は、区域整備計画の認定の申請に当たって、大阪府警察への照会及び調査会社を活用した調査等により、IR事業者の役員及び株主又は出資者になろうとする者の候補者が暴力団員等に該当しないことを確認した。

④ IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者

保有者(1)名称	合同会社日本MGMリゾート	保有者(1)住所	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング 6階
代表者名	代表社員 MGMジャパン・ホールド コ・エルピー 職務執行者 エドワード・パウワーズ	代表者住所	アメリカ合衆国ネバダ州89118、ラス ベガス、サウス・レインボー・ブル バード6385、スイート500

役員の氏名	住所
ウィリアム・ジェイ・ホーンバックル	【個人情報のため住所は非公表】
エドワード・パウワーズ	【個人情報のため住所は非公表】

保有者(2)名称	オリックス株式会社	保有者(2)住所	東京都港区浜松町2-4-1
代表者名	井上 亮	代表者住所	【個人情報のため住所は非公表】

役員の氏名	住所	役員の氏名	住所
井上 亮	【個人情報のため住所は非公表】	湊 通夫	【個人情報のため住所は非公表】
入江 修二	【個人情報のため住所は非公表】	小寺 徹也	【個人情報のため住所は非公表】
松崎 悟	【個人情報のため住所は非公表】	有田 英司	【個人情報のため住所は非公表】
鈴木 喜輝	【個人情報のため住所は非公表】	三宅 誠一	【個人情報のため住所は非公表】
スタン・コヤギ	【個人情報のため住所は非公表】	影浦 智子	【個人情報のため住所は非公表】
竹中 平蔵	【個人情報のため住所は非公表】	渡辺 展希	【個人情報のため住所は非公表】
マイケル・クスマノ	【個人情報のため住所は非公表】	井戸 洋行	【個人情報のため住所は非公表】
秋山 咲恵	【個人情報のため住所は非公表】	羽廣 潔	【個人情報のため住所は非公表】
渡辺 博史	【個人情報のため住所は非公表】	徳間 隆二郎	【個人情報のため住所は非公表】
関根 愛子	【個人情報のため住所は非公表】	李 浩	【個人情報のため住所は非公表】
程 近智	【個人情報のため住所は非公表】	深谷 敏成	【個人情報のため住所は非公表】
三上 康章	【個人情報のため住所は非公表】	山科 裕子	【個人情報のため住所は非公表】
高橋 英丈	【個人情報のため住所は非公表】	上谷内 祐二	【個人情報のため住所は非公表】
矢野 人麿呂	【個人情報のため住所は非公表】	似内 隆晃	【個人情報のため住所は非公表】
高橋 豊典	【個人情報のため住所は非公表】	細川 展久	【個人情報のため住所は非公表】
坪井 靖博	【個人情報のため住所は非公表】		

⑤ IR事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者の株式及び出資金額

議決権等の保有者	株式の種類	株式の数	株式の割合	出資金額
合同会社日本MGMリゾート	譲渡制限付き議決権付き普通株式	約424万株	約40%	約2,120億円
オリックス株式会社	譲渡制限付き議決権付き普通株式	約424万株	約40%	約2,120億円

登録受付番号

【様式：要求基準 9】 審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと

大阪府、大阪市及び I R 事業者（ I R 整備法第 5 条第 2 項第 3 号に規定する設置運営事業等を行おうとする民間事業者（コンソーシアム構成員を含む。）を含み、 I R 事業者がまだ設立されていないときは発起人その他の I R 事業者を設立しようとする者も含む。）は、区域整備計画の認定を申請するに当たり、「区域整備計画の認定審査等に関する基本的事項」（令和 3 年 7 月 20 日付け国土交通省観光庁）を遵守し、区域整備計画の認定に係る審査委員会の委員に対して現在まで不正な働きかけを行っておらず、今後も行わない。

登録受付番号

【様式：要求基準10】 I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性

① I R区域を整備しようとする区域の所在地

大阪府大阪市此花区夢洲中1丁目の一部ほか

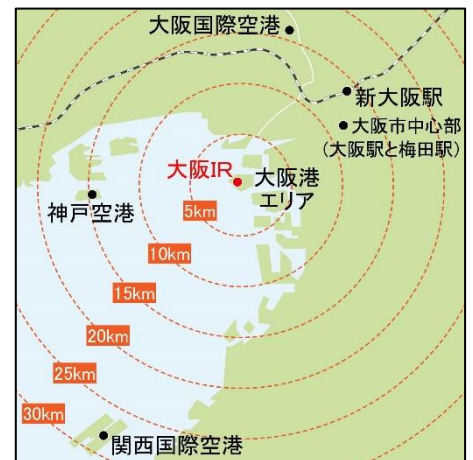
② I R施設の所在地

大阪府大阪市此花区夢洲中1丁目の一部ほか

③ I R区域を整備しようとする区域と国内外の主要都市との交通の利便性に関する事項

大阪は、西日本の玄関口として空路、鉄道、高速道路、航路と全ての主要交通網が接続している交通の要衝である。大阪 I Rは、全ての主要交通拠点が半径30km以内に集積している臨海部の「夢洲」に位置しており、国内外の主要都市から利便性の高いアクセスが可能である。

【図表1：広域アクセス拠点】



(1) 国際アクセス

- 大阪には、アジア諸国等との充実したネットワークを有する関西国際空港があり、訪日外国人旅行者は、同空港を利用することで、自国から大阪に容易にアクセス可能である。
- 上海及び釜山から、大阪港国際フェリーターミナルに定期便が航行し、アジア圏からの海上交通によるアクセスも可能である。

(2) 国内アクセス

- 近畿圏外から大阪へのアクセス拠点としては、関西3空港（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港）をはじめ、新大阪駅（東海道・山陽新幹線）、名神高速道路・中国自動車道、大阪港があり、日本全国から来訪者を受け入れる交通インフラが整っている。
- 近畿圏内には広範な鉄道・道路網が発達しており、大阪への利便性の高い移動が可能である。

(3) 域内アクセス

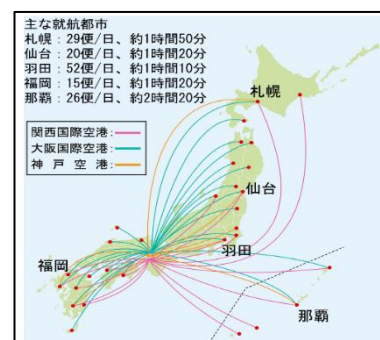
- 大阪 I Rは、大阪市街地から西方約10kmに位置する夢洲に設置され、夢洲への交通アクセス強化に係る各種整備計画が進められている。大阪メトロ中央線延伸による大阪 I R直結の新駅整備によって、大阪市内の主要駅からのアクセスが確保されるほか、夢洲への主要道路として、夢咲トンネル、夢舞大橋の2ルートが確保されている。また、夢舞大橋では6車線化工事（現在は4車線）等が事業中である。
- I R区域に直結する新駅、I R事業者が I R区域内に整備する大規模なバスターミナル及び駐車場、また、大阪市及び I R事業者が夢洲北側護岸に整備する係留施設により、各種交通ネットワークの利用者が円滑に I R区域にアクセス可能となる。

1. 航空ネットワーク ※航空ネットワークの就航都市数と便数は2019年夏期実績

【図表2：国際線ネットワーク】



【図表3：国内線ネットワーク】



- ・関西国際空港は、世界75都市（週1,433便）の国際線ネットワークを有するとともに、国内17都市（日70便）を結び〔2019年夏期実績〕、国際線では年間約2,493万人、国内線では年間約698万人が利用している〔2019年実績〕。大阪IRまでは車で約40分、鉄道で約70分でのアクセスが可能である。
- ・大阪国際空港は、国内26都市（日185便）のネットワークを有する拠点空港である〔2019年夏期実績〕。大阪IRから約15kmに位置し、車で約40分、鉄道で約70分でのアクセスが可能である。
- ・神戸空港は、国内7都市（日33便）を結び〔2019年夏期実績〕。大阪IRまでは車で約40分、鉄道で約80分でのアクセスが可能である。

2. 船舶ネットワーク ※船舶ネットワークのスケジュールは2021年10月時点のもの

国際/国内	国際船舶ネットワーク		国内船舶ネットワーク			
エリア	中国	韓国	四国	九州	九州	九州
発着港	上海港	釜山港	東予港	新門司港	別府港	志布志港
運航頻度	(隔週)2便/週	3便/週	1便/日	2便/日	1便/日	1便/日
所要時間	約45時間	約19時間	約8時間	約12時間半	約12時間	約14時間半

- ・大阪港には、定期航路以外にも天保山客船ターミナル等に国内外の多くのクルーズ客船が発着/寄港（2019年は62回の入港実績）する。大阪IRは、これらのクルーズ客船の大半が着岸する天保山客船ターミナルから車で約10分でのアクセスが可能である。

3. 鉄道ネットワーク

- ・大阪は、新大阪駅から東海道・山陽新幹線が利用できるほか、北陸、山陰、南紀方面へ特急列車で結ばれており、鉄道による国内アクセスが充実している。
 - 新大阪駅から、2021年10月現在で1日あたり東京駅方面へ約120便、博多駅方面へ約70便が運行
 - 新幹線の利用により、新大阪駅まで東京駅から約2時間30分、名古屋駅から約50分、広島駅から約1時間20分、博多駅から約2時間30分でアクセスが可能
- ・域内では、大阪メトロの地下鉄ネットワークをはじめ、JRやその他の私鉄等の路線が充実している。新大阪駅から大阪IRまで約40分でアクセス可能なほか、大阪駅、天王寺駅、難波駅等の主要駅から30分以内でアクセスが可能である。

【図表4：鉄道ネットワーク】



4. 高速道路ネットワーク

- ・大阪は、高速道路によるネットワークも充実しており、都市間移動では、東京～大阪間は約500km（約7時間）、名古屋～大阪間は約180km（約3時間）、京都～大阪間は約60km（約1時間30分）、福岡～大阪間は約610km（約8時間）で移動が可能である。
- ・域内では、阪神高速道路、NEXCO西日本の充実したネットワークが利用可能なほか、大阪IRから最寄りの阪神高速道路湾岸舞洲ICまでは約4kmの距離にあり、5分程度でアクセスが可能である。

【図表5：高速道路ネットワーク】



【様式：要求基準11】 一体的かつ継続的な I R 事業の実施

① I R 事業の概要（一の設置運営事業者による設置運営事業の一体的かつ継続的な実施の確保に関する事項を含む。）

1. I R 事業の一体性の確保

- (1) I R 事業者は、I R 事業の実施を目的とする株式会社（本店所在地：大阪府大阪市）とし、一の I R 事業者として、I R 施設を構成する全ての施設を一体として所有し、カジノ事業の収益を I R 施設の整備その他 I R 事業の事業内容の向上や、大阪府・市等が行う認定区域整備計画に関する施策への協力に充てながら、I R 事業（附帯事業を含む。）を一体的に実施する。
- (2) I R 事業者は、経営の一体性を損なわない範囲で、業務における効率性の確保や専門性の活用の観点から、必要に応じてカジノ事業以外の I R 事業にかかる外部委託やテナント等へのリースを行う。

2. I R 事業の継続的な実施の確保

(1) 基本的な考え方

- ・ I R 事業は、大阪・関西の持続的な経済成長のエンジンとして、その成長力及び国際競争力を持続的に強化し、観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を持続的に発現する観点から、長期間にわたって安定的かつ継続的な I R 事業の運営が確保されることが極めて重要であることから、大阪府・市及び I R 事業者は、I R 事業の継続的な実施の確保に向けて必要となる措置を適切に実施するものとする。

(2) 長期事業期間の設定

- ・ 事業期間は、実施協定の発効日から、I R 整備法第9条第11項に基づく区域整備計画の認定日の35年後の応当日の前日まで（事業期間が延長された場合は当該延長期間の終了日まで）とする。
- ・ I R 事業者は、事業期間の満了に当たって事業期間の延長を申し出ることができ、大阪府・市及び I R 事業者は、I R 事業の継続が大阪・関西の持続的な経済成長及び国際観光拠点の強化に寄与するか等の観点から、I R 事業の継続を前提に、延長期間及び条件等（事業期間の延長後の投資計画を含む。）について協議を行うものとする。なお、事業期間の延長期間は原則として30年間とするが、大阪府・市及び I R 事業者の合意により、これを伸縮することができる。

(3) 適切な事業実施体制の構築

I R 事業者は、事業期間を通じて適切な事業実施体制等を構築し、I R 事業の継続的な実施を確保する。

- a. I R 事業等を円滑かつ確実に実施する上で十分な実績・ノウハウ・運営能力を備えるとともに、適切な連携・協力及び責任分担のもと、効果的かつ効率的で、総合力のある事業実施体制を構築する。
- b. 適切な経営体制及び業務管理体制のもと、指揮命令系統、意思決定体制及び責任の所在が明確で、事業戦略を効果的かつ効率的に実行できる組織体制を構築する。また、災害等緊急時やリスク発生時に、迅速かつ的確にBCP等の対応が実行可能となる組織体制を構築する。
- c. 本事業の円滑かつ確実な実施の確保と長期間にわたる安定的で継続的な I R 事業の継続を図るため、I R 事業者は、適切なガバナンス体制を構築する。
- d. 大阪府・市その他関係者との連絡・調整を行うための体制（夜間・災害等緊急時を含む。）を構築し、大阪府・市等関係者と緊密な連携・調整・協力を行う。
- e. カジノ事業の免許を得るまでに進める準備の段階から、I R 整備法第41条に基づく免許の基準、同法第97条に基づく契約の認可の基準、同法第116条に基づく従業者の確認の基準等を踏まえ、その役員、株主等、従業員、契約の相手方等からの反社会的勢力の排除をはじめとする廉潔性の確保に徹底的に取り組む。また、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針を作成する等、適切な措置を講じる。

(4) I R事業者の責任の履行確保に関する事項

- ・ I R事業の円滑かつ確実な実施の確保及び長期間にわたる安定的で継続的な実施の確保を図るため、I R事業者によるセルフモニタリング、大阪府・市によるモニタリング、大阪府・市及びI R事業者で構成する会議体を活用した事業実施状況の確認・共有及び改善協議、並びに外部有識者等により構成する評価委員会を通じた評価・答申・助言等による統制により、また、必要に応じて金融機関と連携し、I R事業におけるガバナンス機能を確保する。

(5) 株式譲渡制限

- ・ 大阪府及びI R事業者は、I R事業者の株式の譲渡等が行われる場合には大阪府による事前承諾を原則とする等、I R事業者の出資比率の変更や組織再編等に一定の制限を設けることを実施協定で約定することにより、I R事業者によるI R事業の継続性を確保する。
- ・ 中核株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、I R事業者の株式について開業後一定期間を経過するまでは第三者に対する株式譲渡を原則行わないことを株主間契約で約定する等により、I R事業に対する長期的なコミットを行う。
- ・ 少数株主は、I R事業者の株式について一定期間の株式譲渡を禁止し、第三者に譲渡する場合でも中核株主である合同会社日本MGMリゾート、オリックス及びI R事業者の事前の同意を要することを株主間契約で約定する等により、I R事業に対する長期的なコミットを行う。

(6) 金融機関からの長期融資

- ・ I R事業者は、金融機関との間で長期間の融資契約を締結することになっており、ファイナンス面において金融機関からの長期的なコミットメントを得られる見込みである。
- ・ 大阪府・市は、長期間にわたる安定的で継続的な本事業の実施のために必要と認めた場合には、融資金融機関によるI R事業者の資産に対する担保権の設定及び融資金融機関の担保実行による株主の交代その他一定の事項について、I R事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結する。

(7) 株主及び協力会社からの支援体制の構築

- ・ 中核株主である合同会社日本MGMリゾート及びオリックスは、I R事業者がI R事業を継続的に行うため、両社が有する能力や専門性の活用等のサポートを受けられるよう、I R事業者へのデベロップメントマネジメント、テクニカルサービス、カジノマーケティング、ブランドライセンス契約等を通じた支援体制を構築する。
- ・ MGM及びオリックスは、関西の地元企業等で構成される予定の少数株主のほか、大阪I Rの企画・検討段階から、設計会社、建設会社、M I C E 関連企業、観光関連企業、関西の地元企業等の多様な分野において専門性を有する協力会社からの支援体制を構築しており、I R事業者の設立後におけるI R事業の実施においても、当該支援体制を継続する。

【様式：要求基準12】 設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携

該当なし

登録受付番号

【様式：要求基準13】 I R事業者が会社法に規定する会社で、専ら設置運営事業を行うものであること

① 附帯事業に関する事項

1. I R区域北側護岸における係留施設等の整備・運営

- ・ I R区域（夢洲）への海上アクセスを実現し、大阪 I Rへの来訪者の利便性を向上するため、I R区域北岸の護岸（海域）に係留施設を整備・運営する。
- ・ I R区域北側の臨港緑地において、海上アクセスのためのサポート施設（給油施設・シェルター等）を整備・運営する。

2. 関西国際空港におけるポートターミナルの再整備・運営

- ・ I R区域（夢洲）への海上アクセスの強化によって大阪 I Rへの来訪者の利便性を向上するため、その要所となる関西国際空港のポートターミナルを再整備及び運営する。
- ・ ポートターミナル内には、大阪 I Rや大阪・関西の観光情報を発信するインフォメーションカウンター、待合スペース等の機能を備え、大阪 I Rへの来訪者に利便性の高いサービスを提供するとともに、送客施設の機能補完を含む I R事業と一体となった運営を行う。

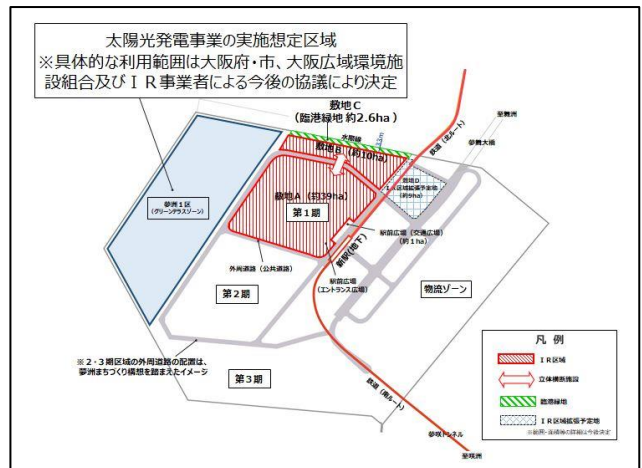
3. 関西国際空港におけるリムジン利用者専用ラウンジの設置・運営

- ・ 富裕層を中心とした大阪 I Rへの来訪者のカスタマーエクスペリエンスの向上を図るため、関西国際空港にリムジン利用者専用のラウンジ及び乗降所を設置及び運営し、リムジンサービスの提供を行う。

4. 夢洲1区（グリーンテラスゾーン）における太陽光発電事業

- ・ I R区域での再生可能エネルギー電力の利用のため、I R区域西側に位置する夢洲1区グリーンテラスゾーン（廃棄物最終処分場）（「大阪ひかりの森」プロジェクト使用区域を除く。）の一部を活用し、太陽光発電事業を実施する。
- ・ 太陽光発電事業の実施により、近接する廃棄物最終処分場の利活用を進めるとともに、再生可能エネルギーの地産地消及び温室効果ガス排出量の削減を行い、日本政府並びに大阪府及び大阪市（各地球温暖化対策実行計画区域施策編（令和3年3月））がめざす脱炭素社会の実現や大阪府・市が「おおさかスマートエネルギープラン（令和3年3月）」に掲げる再生可能エネルギーの普及拡大の推進に貢献する。
- ・ また、電源の多重化によって災害時等における I R区域への自立的・継続的な電力供給を図ることで、国内外からの大規模集客が見込まれる I R区域において、災害に強い安心・安全な I R事業を実現する。

【図表1：夢洲1区（グリーンテラスゾーン）】



5. I R区域拡張予定地の暫定利用

- ・ I R区域北東に位置し、将来的に I R区域として拡張整備するための予定地として位置づけている大阪市が所有する I R区域拡張予定地について、大阪 I Rでのイベント開催時等、I R施設の利用者の利便性の確保に必要な場合等に、大阪市との賃貸借により、イベント開催場所や臨時駐車場等として、必要に応じて暫定利用を行う。

6. その他の附帯事業

- ・ 上記のほか、I R事業の実施、I R施設利用者の利便性の確保及び I R事業の効果を最大化するために必要なもの等として、I R区域外において以下のような取組み等を実施する予定である。

- a. I R 区域外の広告媒体等を活用した大阪 I R の広告・宣伝活動（カジノ事業に係るものを除く。）
- b. I R 区域外のイベントや団体等への出資・協賛等を通じた I R 区域外の施設や事業者等との連携
- c. I R 区域外における教育機関等と連携した人材育成活動等

② I R 事業者が会社法に規定する会社であって、専ら設置運営事業を行うものであることを証する事項

I R 事業者は、専ら I R 事業を行うことを目的とする会社法に規定する株式会社とし、I R 施設を設置及び運営する事業を実施するとともに、I R 施設の機能の維持・向上・補完及び I R 施設の利用者の利便性確保のために I R 事業を支えるものとして必要な範囲で、I R 区域の内外において附帯事業を実施する。

【図表 2：I R 事業者の会社概要】

商号	大阪 I R 株式会社
目的	I R 整備法第 2 条に定める I R 施設の設置、運営及びそれに附帯又は関連する一切の事業
本店所在地	大阪府大阪市
代表者の氏名	エドワード・パウワーズ、高橋 豊典

【様式：要求基準14】 設置運営事業者による I R施設の所有**① I R施設に関する所有権の取得の方法及び予定時期**

1. 所有権の取得方法

I R事業者は、全ての I R施設について、建設会社との間で建設工事請負契約を行うことにより I R施設の建設を行い、I R施設の完成後に建設会社より I R施設の引渡しを受け、自らを所有者とする所有権保存登記を行い、全ての I R施設の所有権を保有する。

2. 所有権の取得の予定時期

2029年夏～秋頃

※ 工程が最も早く進捗した場合の想定。なお、新型コロナウイルス感染症の収束状況、I R事業の税制上の取扱い及びカジノ管理規制の整備状況、夢洲特有の地盤性状への対応状況、工事環境等によっては、I R事業の工程に応じて1～3年程度後ろ倒しとなる可能性がある。

登録受付番号

【様式：要求基準15】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置等

① I R事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置

I R事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、大阪府・市その他の関係機関等と適切に連携しつつ、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止及び治安・地域風俗環境対策に、以下のとおり取り組む。

1. カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

【費用の見込み：約9億円/年】

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響排除のため、責任あるゲーミングを最優先事項として、以下の措置を行い、I R整備法において設けられている重層的かつ多段階的な措置を確実に実施する。

(1) 日本人や外国人居住者を対象とした一律の入場回数制限や入場料等の賦課

a. 入場回数制限

- ・最先端のICT技術等の活用により、厳格な入退場管理及び入場等回数制限対象者の該当性チェックを実施し、I R整備法第69条第4号及び第5号に基づき入場等回数制限措置を適切に講じる。

b. 入場料等の賦課

- ・I R整備法第176条乃至第178条に基づき、カジノ行為区画への入場の前に、入場者（本邦内に住居を有しない外国人を除く。）より入場料等を徴収する。
- ・再賦課及び再々賦課された入場料等についても同様とする。

(2) 依存防止規程に基づく利用制限措置や相談窓口の設置をはじめとする依存防止のための措置

a. 依存防止規程に基づく利用制限措置

- ・入場者及び家族の申出等による利用制限措置として、排除プログラム制度（①本人申告又は家族申告によりカジノ施設内への入場を禁止するプログラム、②本人申告又は家族申告によりカジノ施設への入場回数を制限するプログラム）を構築の上、適切に講じる。

b. 普及啓発の強化

- ・リーフレット等を通じて、責任あるゲーミング、排除プログラム制度、上限設定制度、依存症に関する相談機関等に関する情報を提供することにより予防啓発の推進を図る。

c. 相談体制の構築

- ・カジノ施設の利用者や家族等からの相談に応じるため、カジノ施設内及びカジノ施設外のI R施設内に24時間・365日利用可能な相談施設を設置する。

d. 治療及び回復につなげる取組み

- ・治療や専門的な対応については、依存症総合支援センターと依存症治療・研究センターが連携した大阪依存症包括支援拠点OATIS^{※1}や大阪アディクションセンター（OAC^{※2}）の相談機関等につなげる。

※1 OATIS：Osaka Addiction Treatment Inclusive Support

※2 OAC：関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワーク

- ・I R事業者において民間支援団体との間で連携体制をとることに努める。

e. その他事業者独自の対策

- ・視認とICT技術を活用し、問題あるギャンブル行動の早期発見に努める。
- ・本人申告によるカジノでの賭け金額及び滞在時間の上限設定を可能にするプログラムとして、プレイマネジメントツールを導入する。
- ・MGMにおいて導入実績のある責任あるゲーミングのプログラム（健全なギャンブル行動を利用者に促すためのツールであり、利用者とのコミュニケーションと利用者に対する啓発、従業員への教育を包括的に実現するためのプログラム）を、日本の文化や習慣等に合わせて適宜改

編し、導入する。

- ・ゲーミング教室等を通じて、プレイ時の注意点、初心者向けのゲームの基礎知識、特性、リスクの知識等の習得を促し、安全なプレイを推進する。
- ・多様な分野で活躍する専門家を委員として創設したギャンブル等依存症対策委員会から、I R開業後もI R事業者から独立したギャンブル等依存症対策の提言機関として、対策内容の改善等に関するアドバイスの提供を受ける。
- ・アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれがある状態にあると判断される顧客に対しては、酒類の提供を行わないなど、酒類提供については、依存防止の観点を踏まえ、従業員マニュアルに明記し、適切な提供に努める。

(3) 日本人等に対する貸付業務の規制や広告及び勧誘の規制

a. 貸付業務の規制

- ・I R関係法令等における特定資金貸付業務に関する規制を遵守する。返済能力調査を実施し、顧客ごとに貸付限度額を定めるとともに、入場制限措置の対象者に対する貸付は行わない。
- ・依存防止のための措置の実効性を確保するため、カジノ施設内のATMのほか、カジノ施設周辺における貸付機能を有するATM等や、I R区域内において新規与信機能を有する貸金業の端末等の設置は行わない。

b. 広告及び勧誘の規制

- ・カジノ事業に関する広告を行う際は、カジノ行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じるおそれがある旨を表示・説明するとともに、I R区域外（政令で定める施設を除く。）では、カジノ事業に関する広告物を表示しない。
- ・顧客情報を用いて勧誘又はコンプリメンタリーの提供を行う場合は、利用制限措置対象者に対してはそれを行わないよう、適切な情報管理と対策を講じる。

(4) 上記の各措置の実施のために必要な体制の整備

- ・責任あるゲーミング対策を効果的に実施するための専門部署を設け、ギャンブル等依存症対策の方針策定と運用、管理を実施する。
- ・カジノ施設利用者からの相談に対応する従業員にはレベルに応じた段階的なトレーニングを実施し、相談への対応及び関係機関との連携を適切に行える人的体制の構築を図る。

(5) 国や都道府県等との連携（その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置）

- ・国（カジノ管理委員会）と連携を行い、適切に入場回数制限措置を講じる。
- ・大阪府・市と連携協力体制を構築し、ギャンブル等依存症対策にかかる意見交換・情報共有、カジノ施設において相談に来た利用者を適切な関係機関につなげる等、互いに密接な連携協力を行っていく。

(6) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠

- ・I R事業者は、中核株主となる合同会社日本MGMリゾート（並びに親会社のMGM）とオリックス株式会社が両社において実施しているように、透明性のある事業運営と規範遵守のための枠組みを確立し、コンプライアンス遵守に基づいて有害な影響排除を適切に実施していく。
- ・MGMは、海外においては、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを自主的に導入する等、規制当局の要求基準を超える措置を実施してきた。例えば、米国では、MGMによる当該措置・計画が規制を満たしているか、規制当局により定期的に分析・評価され、事業者による措置の実効性が担保されている。

2. 治安・地域風俗環境対策【費用の見込み：約50億円／年】

I R事業者は、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察その他の関係機関等と適切に連携しつつ、以下の治安・地域風俗環境対策に取り組む。

なお、各対策においては、実施のために必要な体制を整備した上で、時勢に応じた先進的な技術の導入に努める。

(1) カジノ施設及び I R 区域内の監視、警備に関する対策

- a. 自主警備のための体制の確保（外国語にも対応できる警備員の配置を含む。）
 - ・ 24時間・365日体制の総合防災センターを中核機能とし、防犯関連資格の保有者等を効果的に配置するとともに、最新の技術等を活用した警備システム等を導入し、事件・事故等の発生時に迅速かつ適切に対処できる警備体制を構築するほか、総合防災センターの機能喪失に備え、I R 区域内にサブセンターを準備する。
 - ・ 日本語及び他の言語での会話が可能なスタッフを雇用するほか、継続的な語学教育の場を設け、警備員を含む従業員の語学力向上に努める。
 - ・ 翻訳機や多言語案内表示等の整備により、訪日外国人旅行者に対する対応力を拡充する。
- b. 治安維持のための防犯カメラの設置
 - ・ I R 区域内の防犯カメラを一体的に管理する防犯カメラシステムを構築した上で、総合防災センターにおいて、I R 区域周辺を含めた監視を実施する。
 - ・ 特に、カジノ施設及びその周辺においては、最新の技術等を活用した防犯カメラ等の監視設備を設置した上で、顔認証システム、画像解析システム等を活用した継続的な監視を行う。

(2) 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成

- a. 暴力団員等のカジノ施設への入場の禁止
 - ・ カジノ施設及びその周辺における巡回及び監視カメラによる監視を行うとともに、カジノ施設内において暴力団員等を発見した場合は、直ちにカジノ施設から退去させる。
 - ・ 暴力団員等に係るデータベースを整備し、入場者の本人特定事項と照合する。
 - ・ 暴力団員等の排除に当たっては、大阪府公安委員会及び大阪府警察と密接に連絡する。
- b. マナー・ローンダリング防止のための措置
 - ・ MGMが導入しているマナー・ローンダリング対策をベースに、I R 関係法令等を遵守する内部管理体制を構築するとともに、犯罪収益移転防止規程の作成、従業員の教育訓練等を行う。
 - ・ 顧客間のチップの譲渡・譲受け、カジノ行為区画外へのチップの持ち出しを防止するため、顧客にこれらの行為を行わない旨の誓約を求めるとともに、カジノ施設における巡回及び監視を行う。
 - ・ 顧客に対する取引時確認、取引記録の作成・保存等を行うほか、顧客との間で行う100万円超の現金取引や疑わしい取引等について、カジノ管理委員会への届出を行う。
- c. 防犯上の観点も踏まえた I R 施設のレイアウトの設計
 - ・ 建物共用部分や駐車場等のゲストエリアと関係者エリアを区分けし、関係者エリアへの出入口にアクセス・コントロールを設置することで、ゲストの侵入を阻止するほか、車両突入防止策として、車両の入場口付近にゲート等を設置する。
 - ・ 死角を減らしたレイアウト設計とすることで監視性を高めるほか、手荷物検査や金属探知機によるスクリーニング実施に備え、適切な歩行者動線と十分なスペースを確保する。
 - ・ カジノ施設においては、防犯カメラ等の監視設備の見通しを妨げるものを設置しない。
- d. 地域の住民等からの苦情等を受け付ける体制の整備
 - ・ 地域の住民等からの苦情等を受け付ける担当部署の設置、苦情処理管理システムの導入等の体制を整備し、苦情発生時には、その原因を分析した上で、事業運営の改善に努める。
- e. 青少年の健全育成（20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止を含む。）
 - ・ 20歳未満の者のカジノ施設への入場禁止や、20歳未満の者に対する勧誘の禁止等の措置を実施するほか、年齢に応じて利用又は購入できない物品等の管理、対応規程の策定、従業員の教育を行う。
 - ・ 青少年が犯罪に巻き込まれやすい状況やパターン等の把握に努め、I R 区域内の巡回ポイントに反映するほか、警察、自治体等と連携を図りながら、I R 区域周辺（夢洲内）においてもパトロール等を推進する。

(3) 都道府県公安委員会・都道府県警察との情報共有及び連絡体制の構築

I R事業者は、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有等を行うため、I R施設等内に警察が自由に利用できる専用の施設や警察その他の関係機関との専用回線を設置する。

また、管轄警察署等との定期的な連絡会議を開催するほか、防犯カメラ映像やI R施設等の配置図、防犯設備の情報、行事予定等の各種警察活動に必要な情報及び資料を提供する等、警察の要請に対し誠実に対応する。

(4) 当該措置を適切に実施すると認められる根拠

MGMが米国やマカオで運営するI R施設においても、防災センターを設置し、セキュリティ部担当者が24時間体制で監視・警備するとともに、治安維持のための情報収集や関係機関との情報共有を行うことで、カジノ施設及びI R施設内の安全を確保している。

また、カジノサーベランス部においては、100名以上の従業員を配置し、世界基準で高いレベルの監視設備を導入することにより、顧客や従業員に不審な行動がないか継続的に監視するとともに、最先端技術等を用いた防犯機器で監視体制を維持・管理している。

これらの運営経験・ノウハウを活かして、日本においてもI R関係法令等に基づき強固な治安・地域風俗環境対策を講じる。

② 国や都道府県等が実施する施策へのI R事業者による協力事項

I R事業者は、I R整備法第15条第2項に基づき、国や大阪府・市等が実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策に、以下のとおり協力する。

1. カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

(1) 国や都道府県等が実施する施策への協力

以下の取組みを含め、必要に応じて、国や都道府県等が実施する施策に協力する。

- ・「ギャンブル等依存症問題啓発週間」における普及啓発活動や、I R区域内において大阪府・市等が作成するギャンブル等依存症に関するリーフレットの配架等、必要に応じて大阪府・市が実施する施策に協力する。
- ・調査研究に必要なデータの提供など研究推進の取組みや、大阪・関西における専門人材育成に協力する。

(2) 当該事項を適切に実施すると認められる根拠

MGMは、海外の既存カジノ施設でのギャンブル等依存症対策において、管轄州政府等との協力体制を構築・維持した上で、行政の要請に先駆けて責任あるゲーミングのプログラムを導入したほか、ネバダ大学ラスベガス校等の州立大学における依存症対策についての研究に資金提供する等の実績を有する。

2. 治安・地域風俗環境対策

(1) 国や都道府県等が実施する施策への協力

I R事業者は、警察や自治体等の関係機関が行う防犯パトロール等の防犯活動や青少年健全育成活動を支援するほか、これらが実施する広報・啓発活動、キャンペーン、会合等への参加等を推進する。

(2) 当該事項を適切に実施すると認められる根拠

MGMは、米国において犯罪予防のためにカジノ規制当局や地元警察との連携を密に行い、社会貢献活動の一環として地域のまちづくりへの協力等を継続的に実施している。

【様式：要求基準 16】カジノ事業の収益の活用

① I R施設の維持管理及び設備投資の内容並びにこれらに要する費用の額

1. I R施設の維持管理及び設備投資に要する費用の額

運営開始以降のI R施設の維持管理及び設備投資の金額は、下表のとおり。

【図表 1：維持管理及び設備投資の費用見込み】

(単位：億円)		開業1年日期	開業2年日期	開業3年日期
I R施設の整備を行うための資本的支出		10	25	27
経常修繕・大規模修繕・施設建替え	カジノ施設	1	2	2
	1号：国際会議場施設	0	1	1
	2号：展示等施設	0	1	1
	3号：魅力増進施設	0	1	1
	4号：送客施設	0	0	0
	5号：宿泊施設	3	8	8
	6号：来訪及び滞在寄与施設	5	13	14
	事業共通施設	0	0	0
収益的支出（施設関連）		26	64	65
施設の修理・維持管理・保守関連費用等	カジノ施設	1	2	2
	1号：国際会議場施設	0	0	0
	2号：展示等施設	0	0	0
	3号：魅力増進施設	0	0	0
	4号：送客施設	-	-	-
	5号：宿泊施設	0	0	0
	6号：来訪及び滞在寄与施設	0	1	1
	事業共通施設	25	61	61

2. 維持管理の内容（各I R施設の維持管理の具体的な項目を含む。）

大阪I Rの施設及び設備の機能を維持し、継続的に運営するため、全ての施設共通で、什器備品の修繕保守、施設内装の修繕保守、機材の保守等の適切な維持管理を行う。個別施設では、カジノ施設ではカジノ関連機器の修繕保守等、国際会議場施設と展示等施設では会議室の什器備品（座席や通信設備等を含む。）の修繕保守等、宿泊施設では簡易的な内装の修繕保守等、魅力増進施設と来訪及び滞在寄与施設では厨房設備の修繕保守、シアターの什器備品の修繕保守等を想定する。

なお、修繕は主に管理部門により対応されるため、事業共通で発生する金額が多くなっている。

3. 設備投資の内容

I R全体における修繕等の資本的支出は、大きく分けて以下の3つに分類。

(1) 施設そのものの維持更新

- ・ I R施設の経常修繕、大規模修繕、施設建替え等の支出であり、資本的支出の中心となる投資項目。

(2) コンテンツを支える機能の更新

- ・ I R施設での、コンテンツを発信するための機能更新・整備のための投資項目。

(3) 施設横断的な修繕・更新

- ・ I R区域全体でのI Tシステム整備や省エネルギー化、再生可能エネルギー活用等、I Rの区域全体での施設横断的な取組みとして対応する投資項目。

4. 各 I R 施設の設備投資の具体的な項目

- (1) M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設）【費用の見込み：約 2 億円／年】
- ・国際会議場施設と展示等施設は、オールインワン M I C E 施設として幅広く来訪者を呼び込む魅力的な国際観光拠点であり続けること、また、催事のオンライン化やバーチャル化への対応も見据え、I T インフラやネット環境等について大容量通信への対応や通信設備の強化を図る等、時勢に応じ最先端で高利便な設備・機能を備えていくことが必要であり、経常的な施設の修繕に加えて、設備更新を含む様々な再投資を実施する。
 - ・具体的には、施設空間や各種設備の修繕・更新等、内装、各種備品及びデジタルコンテンツ等の更新等を想定する。
- (2) 魅力増進施設【費用の見込み：約 1 億円／年】
- ・各魅力増進施設（ガーデンシアター、三道体験スタジオ、ジャパン・フードパビリオン、関西ジャパンハウス、関西アート&カルチャーミュージアム）が有する魅力及び機能を維持・向上し、継続的に日本の魅力の発信並びに大阪 I R への来訪及び滞在促進を図るため、施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、舞台等における演出装置及び客席設備等の鑑賞空間や飲食・物販等施設の修繕・更新等を想定する。
- (3) 送客施設【費用の見込み：約 0.1 億円／年】
- ・ショーケース機能、コンシェルジュ機能及び交通機能（バスターミナル及びフェリーターミナル）から構成される送客施設は、大阪 I R を訪れる来訪者を最初に迎え入れる施設となり、大阪・関西の魅力を発信するショーケースでもあることから、来訪者を誘引できる魅力と新規性の維持が図られるよう、施設及びコンテンツへの再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、施設の外観及び内装の修繕・更新等、設備機能やショーケース機能の更新等を想定する。
- (4) 宿泊施設【費用の見込み：約 8 億円／年】
- ・宿泊施設は、大阪 I R の施設の中でも最大規模のスケールを誇るとともに、多様な来訪者が滞在する拠点として、様々な付帯サービスを提供することから、客室や共用施設を含めて宿泊施設全体の魅力が維持できるよう、施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、宿泊施設客室の内装及び設備、共用施設等の修繕・更新等を想定する。
- (5) 来訪及び滞在寄与施設【費用の見込み：約 14 億円／年】
- ・エンターテイメント施設、飲食施設、物販施設等は、驚きや感動に満ちた滞在体験を常に提供し、来訪者の滞在環境の向上が図られるよう、非日常のリゾート空間を創出する演出効果への投資を含め、施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、エンターテイメント施設、飲食施設及び物販施設等の修繕・更新等を想定する。
 - ・エネルギーセンター、屋外駐車場、「結びの庭」、公園・緑地、大阪 I R 全体を包括する I T システム等の事業共通施設等については、来訪者が快適に I R 区域及び各 I R 施設に滞在し、各 I R 施設の魅力や機能を維持・補完・増強するために欠かせない施設であり、その機能が確実に維持されるよう経常的に施設及び設備等への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、エネルギーセンターにおける省エネルギー化及び環境配慮のための設備の修繕・更新等、「結びの庭」及び公園における広場・緑地・水景等の修繕・更新等、大阪 I R の全体イベントのための音響設備・I T 設備等の更新等を想定する。
- (6) カジノ施設【費用の見込み：約 2 億円／年】
- ・カジノ施設では、快適な空間を維持するとともに、来訪者が常に健全にカジノ行為を楽しめるよう、また、日本国内、マカオ、シンガポール等周辺地域のカジノ施設との競争力が維持できるよう、継続的に施設及び設備への再投資（修繕・更新等）を実施する。
 - ・具体的には、カジノ施設やカジノ関連機器の修繕・更新等、新しいテクノロジーの導入等を想定する。

② カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上及び都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力

1. カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上

① 4. に記載の各 I R 施設の整備に係る設備投資に加え、カジノ事業の収益等を活用した I R 事業の事業内容の向上の項目としては、「I R 施設において提供されるコンテンツの更新・追加等」及び「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置」を想定する。

- (1) I R 施設において提供されるコンテンツの更新・追加等
 - ・ I R 施設の開業後には、I R 施設において提供するコンテンツの更新及び追加等のために必要となる取組みに、継続的に投資（収益的支出）していく。
- (2) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置

I R 事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、カジノ事業の収益等を継続的に再投資することにより、以下のとおりギャンブル等依存症対策及び治安・地域風俗環境対策の取組みを強化する。

 - a. ギャンブル等依存症対策
 - ・ カジノ施設の利用に伴うギャンブル等依存症の発生、進行及び再発を防止するため、最先端の I C T 技術等と、人と人とのふれあいを大切にする顧客サービスを組み合わせつつ、国内外の最新の知見・技術やベストプラクティス等を踏まえた依存防止対策の向上を図る。
 - b. 治安・地域風俗環境対策
 - ・ 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、これらの実施のために必要な体制を整備するとともに、時勢に応じた先進的な技術の導入に努める。

2. カジノ事業の収益等を活用した都道府県等が実施する区域整備計画に関する施策への協力

大阪府・市が認定区域整備計画に関して実施する施策に積極的に協力する。大阪府・市の施策への協力として、「イベントの協賛」、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置への協力」、「災害等緊急時のサポート」を想定する。

- (1) イベントの協賛
 - ・ 協賛は資金面の支援にとどまらず、大阪 I R 内の敷地や会場の提供、イベントに精通した人材の派遣、大阪 I R 内のイベントと連動した開催等の多様な形態を想定する。
- (2) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置への協力

I R 事業者は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため、カジノ事業の収益等を活用することにより、必要な体制等を確保した上で、大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察、カジノ管理委員会等多くの関係者と緊密に連携しながら、大阪府・市等が実施する「ギャンブル等依存症対策」及び「治安・地域風俗環境対策」への協力を、以下のとおり行う。

 - a. ギャンブル等依存症対策
 - ・ 「ギャンブル等依存症問題啓発週間」における普及啓発活動や、I R 区域内において大阪府・市等が作成するギャンブル等依存症に関するリーフレットの配架等、必要に応じて大阪府・市が実施する施策に協力する。
 - ・ 調査研究に必要なデータの提供など研究推進の取組みや、大阪・関西における専門人材育成に協力する。
 - b. 治安・地域風俗環境対策
 - ・ 犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、警察や自治体等の関係機関が行う防犯パトロール等の防犯活動や青少年健全育成活動を支援するほか、これらが実施する広報・啓発活動、キャンペーン、会合等への参加等を推進する。

(3) 災害等緊急時のサポート

- ・災害等緊急時には、大阪 I R 内の敷地や施設を活用し、大阪 I R への来訪者に限らず、I R 区域外の避難者が安全に退避し、一時滞在できる場所を提供する等、大阪府・市と連携して周辺地域避難者に対するサポートを行う。

③ 収支計画及び資金計画との整合性

- ・開業までに投資する I R 施設の整備費は約 1 兆 828 億円であり、開業後のカジノ事業の収益を還元しながら、投資を回収していくこととなる。
- ・上記の開業までに投資する I R 施設の整備費のほかに、開業後のカジノ事業の収益等の活用として、I R 施設の修繕・改修・更新等、運営・維持管理、I R 施設において提供するコンテンツの更新・追加、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のための措置等に還元する予定である。これら開業後のカジノ収益の活用金額は、開業 3 年目において、カジノ事業からの収益から租税（納付金を含む。）及び元利支払いを除いた金額の約 10%に相当する年間約 150 億円程度を想定している。
- ・上記①②に記載したカジノ事業の収益の活用にかかる費用の見込み額は、収支計画及び資金計画に整合的に反映している。

登録受付番号

【様式：要求基準 17】 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額及び使途

大阪府・市では、I R 区域の整備の推進やカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うことに加え、住民福祉の増進や持続的な成長につなげていくため、認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金を以下のような使途で活用する。

1. 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の見込額

- ・ 入場料納入金の見込額：年間 約 320 億円
- ・ 納付金の見込額：年間 約 740 億円

なお、入場料納入金・納付金ともに、大阪府と大阪市（立地市）で均等に配分する。

※認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金のほか、大阪府・市として年間約 120 億円（大阪府：約 50 億円、大阪市：約 70 億円）の税収を見込む。

2. 認定都道府県等入場料納入金・認定都道府県等納付金の使途（府市共通）

(1) I R 区域の整備の推進のための施策及び措置

I R 区域の整備推進や、成長型 I R の効果を最大限発揮するために必要となる周辺地域環境の整備等に納付金等を活用し、大阪・関西の活力をけん引する新たな国際観光拠点の形成をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 夢洲まちづくり関連インフラ等の整備・管理等

I R 立地に関連して必要となる夢洲内及び夢洲周辺地域の環境やインフラ等について、水準の高い整備や適切な管理を行うこと等により、まちの魅力や来訪者の利便性を向上させる。また、防災及び減災のための取組み等を進め、安心して滞在できるまちの実現をめざす。

（見込額：インフラの維持管理 約 4 億円／年、消防力の強化 約 4 億円／年）

(b) 夢洲及び夢洲周辺の魅力向上

I R を核として、夢洲の国際観光拠点としての機能が最大限に発揮される交通アクセスの導入や都市空間形成等、周辺エリアとの連携による、更なる経済振興・都市魅力向上に資する拠点をめざす。

(2) カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除、懸念事項の最小化のための施策及び措置に、納付金等を活用し、ギャンブル等依存症の抑制を図るとともに、府民や来訪者が安全・安心に過ごすことができるまちの実現をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) ギャンブル等依存症対策の充実・強化

「大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、普及啓発・相談・治療・回復支援体制の強化や、大阪依存症包括支援拠点（O A T I S）を中心とした大阪独自の総合的な支援体制の強化・拡充を図る。

（見込額：ギャンブル等依存症対策 約 14 億円／年）

(b) 治安・地域風俗環境対策の推進

犯罪発生の予防、清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成のため、夢洲内の警察施設の設置・維持管理や府内の繁華街対応を含む警察職員の増員により警察力の強化を図るとともに、防犯環境の整備やパトロールの強化など事件・事故の未然防止等の取組み、青少年対策等を推進する。

（見込額：警察力の強化 約 33 億円／年）

(3) 観光の振興に関する施策

にぎわいの創出や周遊・観光都市の実現等に納付金等を活用し、府民・市民が誇りや愛着を感じることができる、世界に誇る魅力あふれる都市を創り上げることをめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 大阪ならではのにぎわいを創出する都市の実現

世界遺産百舌鳥・古市古墳群エリアのにぎわいづくりや、ベイエリア・うめきた2期地区等の魅力向上等、世界第一級の文化・観光拠点を形成する。また、人々を惹きつけるキラークンテツの創出や食・歴史・文化芸術・エンターテインメント等、大阪の強みを活かした魅力を創出・発信する。

(b) 24時間おもてなし可能な周遊・観光都市の実現

宿泊施設等の受入環境の充実や、MaaS・キャッシュレス等ICTの活用・強化等を進める。また、アジアはもとより、欧米豪をはじめ幅広い国・地域からの誘客を促進するとともに、周遊性を高めるコンテンツを磨き上げ、広域周遊コースの発信や着地型観光の促進等を図る。

(c) 世界水準のMICE都市の実現

大阪府・市、経済団体及び大阪観光局等が一体となり、新たなMICE戦略のもと、ターゲット等を明確にした本格的な誘致活動を展開する。また、府内のMICE関連施設の連携を促進するとともに、誘致・開催に関する専門人材の育成等を図る。

(d) 世界に誇れるスポーツ推進都市の実現

大阪が誇るスポーツ資源を活かしたスポーツツーリズムや、国際的なスポーツイベントの誘致・開催、新たなスポーツの拠点づくり等を推進する。また、「する」機会の提供や「ささえる」人材の育成等、スポーツを通じて健康と生きがいを創出するスポーツに親しめる都市をめざす。

(4) 地域経済の振興に関する施策

中小企業の支援や新たな産業創出等経済成長面の取組みに加え、都市インフラの整備・スマートシティの推進等成長を支える取組みに納付金等を活用し、大阪の更なる成長をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 大阪産業を支える中小企業等への支援

経営面や技術開発等の支援をはじめ、デジタル化や海外販路拡大の促進等により、中小企業等のビジネス拡大や生産性向上を図る。また、後継者育成やM&Aなど事業承継に向けた支援を強化するとともに、生産拠点等の立地促進や取引先分散支援など事業継続力の強化に向けた取組みを推進する。

(b) 大阪の未来を築く新たな産業の創出、起業支援等

新エネルギー産業等の脱炭素化やSDGsの達成に貢献する産業の振興や、空飛ぶクルマ等新たな産業の創出・成長を支援する。また、イノベーションを主導する企業の支援、京阪神連携によるスタートアップ・エコシステムの拠点形成や企業の集積・定着を促進する。

(5) その他のIR整備法第1条の目的及び第4条の地方公共団体の責務を達成するための施策

健全で規律ある財政運営のもと、持続的な成長に向けた投資をはじめ、総合的な懸念事項対策等に納付金等を活用し、法に定められた目的・責務の達成をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 大阪府・市の財政への貢献

社会経済情勢の変化や府域・市域の実情に応じた必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、安定的な財源による大阪府・市の健全で規律ある財政運営の確保を図る。

(6) 社会福祉の増進に関する施策

子育て、教育環境の充実、健康・医療、住民の暮らしを守る福祉等に納付金等を活用し、働きやすく住みやすい、健康で快適な質の高いくらしの実現をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) セーフティネットの充実など府民生活の支援

生活困窮者の支援、DV・虐待事案の対応強化等セーフティネットの充実や、人権侵害解消、こころのケア等に取り組む。また、介護や子育てしやすい環境づくり等を推進するとともに、協働による社会課題の解決など持続可能な地域共生社会の実現を図る。

(b) 学びの保障等教育の質の向上

I C Tの活用等により、個々の児童生徒の状況に応じた公平で質の高い教育を提供する。また、スクールカウンセラー等外部人材の活用による、子どもたちの学びの保障体制づくりを推進する。

(c) 感染症対策の強化・健康寿命の延伸

新たな感染症に備えた検査体制や医療提供体制等の確保・充実を図る。また、個人の健康・医療等情報を活用した健康づくりの推進等、健康寿命の延伸に向けた取組みを加速する。

(7) 文化芸術の振興に関する施策

大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市の実現等に納付金等を活用し、文化芸術活動を通じて、誰もが自分らしく、いきいきとした人生を送ることができる都市をめざす。

a. 主な施策の方向性

(a) 大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市の実現

多彩な大阪文化を活用した都市魅力の向上や文化観光の推進、VRなど最先端技術を取り入れた新たな文化の創造や、持続可能な文化芸術の振興に向けた担い手の育成・支援等に取り組む。

(b) あらゆる人々が文化を享受できる都市の実現

文化芸術を鑑賞・参加・創造できる機会の充実や、文化芸術拠点の機能強化を図るとともに、文化関係施設のネットワーク化や、文化資源の保存・活用による次世代継承等を促進する。

※ なお、不測の事態への備え等として、納付金等の一部を基金へ積み立て、安定的かつ継続的なI R事業の運営実現等をめざす。

【様式：要求基準18】 I R 区域の整備による経済的社会的効果

【1】評価基準17（観光への効果）

① M I C E の開催件数及び伸び率

1. 国際会議の開催件数の見込み

- (1) ミーティング（M）、インセンティブツアー（I）及びコンベンション（C）の開催件数（開業3年目期）は、年間485件程度を見込む。
- (2) I C C A 基準の国際会議の開催件数（開業3年目期）は、大阪・関西が強みを有するウェルネス、テクノロジー、環境等の産業領域を中心に年間9件程度を見込む。

2. 展示会・見本市の開催件数の見込み

- (1) エキシビジョン／イベント（E）の開催件数（開業3年目期）は、年間46件程度を見込む。
- (2) I S O の「展示会」の定義に合致する展示会・見本市（開業3年目期）は、年間44件程度（eスポーツイベント、フードイベントは除く。）を見込む。

3. M I C E の開催件数の増加件数・伸び率の見込み

- ・大阪 I R の立地に伴い、大阪における M I C E 開催件数（開業3年目期）は、国際会議については約1,387件から約2,310件と67%程度増加し、展示会・見本市については約170件から約216件と27%程度増加するものと見込む。
- ・なお、I R 区域の後背圏における増加件数・伸び率については、官民の緊密な誘致・開催連携等により、大阪 I R の立地の直接的な相乗効果が見込まれる区域として、大阪市内の主要な M I C E 施設における開催件数を対象としている。

(1) ミーティング及びインセンティブツアーの増加件数・伸び率（年間見込み）

内訳	現状 (2018年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
大阪 I R	—	約175件、100% (約175件)	約257件、147%程度 (約432件)	約24件、6%程度 (約456件)
大阪の他施設	(1,183件)	0件、0% (約1,183件)	約129件、11%程度 (約1,312件)	約129件、10%程度 (約1,441件)
合計	(1,183件)	約175件、15%程度 (約1,358件)	約386件、28%程度 (約1,744件)	約153件、9%程度 (約1,897件)

(2) コンベンションの増加件数・伸び率（年間見込み）

内訳	現状 (2019年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
大阪 I R	—	約11件、100% (約11件)	約17件、155%程度 (約28件)	約1件、4%程度 (約29件)
うちICCA基準	—	約3件、100% (約3件)	約6件、200%程度 (約9件)	約0件、0%程度 (約9件)
大阪の他施設	(204件)	約96件、47%程度 (約300件)	約42件、14%程度 (約342件)	約42件、12%程度 (約384件)
うちICCA基準	(21件)	0件、0% (約21件)	0件、0% (約21件)	0件、0% (約21件)
合計	(204件)	約11件、5%程度 (約311件)	約59件、19%程度 (370件)	約43件、12%程度 (約413件)
うちICCA基準	(21件)	約3件、14%程度 (約24件)	約6件、25%程度 (約30件)	約0件、0%程度 (約30件)

(3) エキシビジョン／イベントの増加件数・伸び率（年間見込み）

内訳	現状 (2019年度実績)	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
大阪IR	—	約17件、100% (約17件)	約26件、153%程度 (約43件)	約3件、7%程度 (約46件)
うちISO基準	—	約15件、100% (約15件)	約26件、173%程度 (約41件)	約3件、7%程度 (約44件)
大阪の他施設	(170件)	0件、0% (約170件)	0件、0% (約170件)	0件、0% (約170件)
うちISO基準	(136件)	0件、0% (約136件)	0件、0% (約136件)	0件、0% (約136件)
合計	(170件)	約17件、10%程度 (約187件)	約26件、14%程度 (約213件)	約3件、1%程度 (約216件)
うちISO基準	(136件)	約15件、11%程度 (約151件)	約26件、17%程度 (約177件)	約3件、2%程度 (約180件)

4. MICE開催件数等の推計方法

(1) ミーティング、インセンティブツアー

- ・大阪国際会議場における2018年度の国内会議の開催件数（1,183件）が開業初年度まで続くと想定した。
- ・2014年度から2018年度において、大阪国際会議場における国内会議の開催件数が最大であった2015年度（1,441件）を基に、開業3年目期における「大阪の他施設」の開催件数は約1,441件まで増加すると見込んだ。

(2) コンベンション

- ・大阪市における、2015年度から2018年度の国際会議の開催件数の増加率（約47%）を踏まえ、開業初年度における「大阪の他施設」の開催件数は、2019年度の開催件数に対して、さらに約47%増加すると想定した。開業3年目期における「大阪の他施設」の開催件数は、2019年度における京都市の国際会議の開催件数（383件）を超過し、約384件まで増加するものと想定した。
- ・日本における2019年度のICCA基準の国際会議の開催件数は、2010年度から約51%増の527件であった。一方、大阪市における開催件数は21件であり、同期間で約11%の増加に留まることから、開業初年度までは、当該件数（21件程度）が継続するものと想定した。
- ・2010年度から2019年度において、大阪市でのICCA基準の国際会議の開催件数が最大であった2016年度（31件）を踏まえ、開業3年目期の大阪IRを含めた大阪全体での開催件数は約30件を目標とし、「大阪の他施設」で開催される件数（21件）を差し引いた9件程度を大阪IRでの開催件数と見込んだ。

(3) エキシビジョン／イベント

- ・開業初年度以降における「大阪の他施設」での催事開催件数は、大阪国際見本市会場における2019年度の催事開催件数（243件※1）が続くものと想定した。
※1 新型コロナウイルス感染症の影響等によりキャンセルが生じた28件を含む。
- ・合同展（同一主催者・団体が同一の会場で同一の期間に開催し出展面積、出展社・団体数及び来場者数を一体的に管理している複数の展示会）のカウント方法による重複分（約30%と想定）を差し引いた上で、年間の展示会開催件数を約170件（243件×約70%）と見込んだ。
- ・大阪国際見本市会場で開催されるイベントの一部はISO基準の展示会に該当しないため、約20%にあたる約34件（170件×約20%）をISO基準以外の展示会と想定した。

② 国内外からのIR区域への来訪者数（その増加人数・伸び率を含む。）

1. IR区域への来訪者数の見込み

- ・IR区域への来訪者数（開業3年目期）については、国内旅行者数で約1,358万人、訪日外国人旅行者数で約629万人の合計約1,987万人を見込む。
- ・開業1年目期から開業2年目期は1,123万人（147.3%）の増加、開業2年目期から開業3年目期は102万人（5.4%）の増加を見込む。

【図表1：I R区域への来訪者数の増加人数・伸び率（見込み）】

内訳	現状値 (2019年度)	開業1年目	開業2年目	開業3年目
		第8期	第9期	第10期
I R区域への来訪者数 (万人)	—	762	1,885	1,987
海外	—	241	597	629
国内	—	521	1,288	1,358
国内(宿泊)	—	107	265	279
国内(日帰り)	—	414	1,024	1,079
増加人数 (万人)		(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
海外・国内計	—	—	1,123	102
海外	—	—	355	32
国内	—	—	767	70
伸び率		(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)	
海外・国内計	—	—	147.3%	5.4%
海外	—	—	147.3%	5.4%
国内	—	—	147.3%	5.4%

2. 来訪者数の増加人数・伸び率の見込み

- 大阪I Rの立地に伴い、I R区域の後背圏への来訪者数（開業3年目）は、国内旅行者については約9,815万人、訪日外国人旅行者については約2,520万人を見込む。
- なお、I R区域の後背圏の来訪者数の現在値は、「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」（国土交通省観光庁）及び「旅行・観光消費動向調査（2019年1～12月期確報）」（国土交通省観光庁）に基づき設定。
- I R区域の後背圏の来訪者数の見込み（増加人数・伸び率）は、「I R区域への来訪者数」のうち「日帰り客」を除いた上で、事業計画において設定した純増分（大阪I Rがなくても来訪したと想定される人数を除いた分）として想定した。
 - ▶ 後背圏に「大阪府」が含まれることにより、「I R区域外の大阪府」を必然的に来訪（移動途中での交通機関の利用、観光施設、飲食施設への立寄り）する「宿泊者」（国内・国外を含む。）は、全て後背圏への来訪者とみなした。
 - ▶ 日帰り客は、後背圏の来訪者としてはみなさず、これを控除した。

【図表2：I R区域の後背圏への来訪者数の増加人数・伸び率（見込み）】

内訳	現状値 (2019年)	増加人数・伸び率		
		開業1年目	開業2年目	開業3年目
		第8期	第9期	第10期
I R区域の後背圏への来訪者数 (万人)	11,965	—	—	—
海外	2,270	—	—	—
国内	9,695	—	—	—
増加人数 (万人)		(現状値からの増加数)	(前年度からの増加数)	
海外・国内計	—	142	209	19
海外	—	96	141	13
国内	—	46	68	6
伸び率		(現状値からの増加率)	(前年度からの増加率)	
海外・国内計	—	1.2%	147.3%	5.4%
海外	—	4.2%	147.3%	5.4%
国内	—	0.5%	147.3%	5.4%

3. 来訪者数の推計方法

- 需要予測においては、I Rの収益性に最も大きな影響を与えるカジノ施設への来訪者を予測した上で、カジノ施設以外の来訪者数の予測を実施した。
- カジノ施設以外の施設（宿泊施設、劇場等）の需要予測については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に、施設ごとに収容キャパシティや利用率等の指標を設定して推計した。
- カジノ施設への来訪者数については、人口統計、観光統計及びMGMの既存I R施設での実績・知見を踏まえ、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者のセグメント別に推計した。

③ 送客施設の機能による他地域への観光客数

1. 送客施設の機能による他地域への観光客数

- ・送客施設機能（コンシェルジュ機能）によって他地域へ送り出す観光客の数（開業3年目期）については、年間約4.3万人を見込む。
- ・上記の約4.3万人は、コンシェルジュ機能の利用により、他地域へ送り出す観光客の数の見込みを推計した。その他、送客施設に隣接して整備する大規模なバスターミナルや、海上アクセス拠点等から、観光事業者及び関西の交通事業者等との連携により、日本各地への送客をめざす。

【図表3：送客施設の機能による他地域への観光客数（年間見込み）】

	開業1年目期	開業2年目期	開業3年目期
他地域への観光客	約1.7万人	約4.1万人	約4.3万人

2. 送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法

- ・旅行会社が運営する類似施設（観光案内所）、類似サービス（滞在型観光地におけるツアーデスク等）のデータ及び旅行会社からのヒアリングに基づき、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者に対して、利用者の割合を設定した。
- ・上記のとおり設定した割合に基づき、大阪IRへの来訪者約1,987万人のうち約9%強（約184万人）が送客施設に来訪し、その送客施設来訪者のうち約14%（約26万人）がコンシェルジュ機能を利用すると想定した。そのうち、約4.3万人がコンシェルジュ機能を利用し、他地域を観光すると想定した。

④ 各事項に関する推計方法

1. MICE開催件数等の推計方法

（①-4に記載のとおり）

2. 来訪者数の推計方法

（②-3に記載のとおり）

3. 送客施設の機能による他地域への観光客数の推計方法

（③-2に記載のとおり）

4. 各事項の推計結果を実現するための方策

(1) 大阪IRのマーケティング戦略

a. IR全体のマーケティング戦略

- ・大阪IR全体の包括的なマーケティング・プロモーション戦略の策定・実行により、VIP・プレミアムマスを含む、国内外から多様な来訪者を大阪・関西に呼び込み、旅行消費額を増加させ、地域経済の持続的な成長を支援する。
- ・IR事業者内に専門チームを設置するとともに、専門的知見・人材を有するMGM及びオリックスからのサポート、外部専門家を活用することで、マーケティング・プロモーション戦略を効果的に実行する。

b. IR施設等の魅力の維持・向上

- ・大阪IRが有する様々な施設やサービス・コンテンツを、必要な再投資によって継続的に更新・発展させることによってIR施設等の魅力の維持・向上を図り、来訪者の再訪を促進する。

(2) MICE事業のマーケティング戦略

a. セールス組織

IR事業者の内部に組成する大阪IRセールス・チーム、MGMが運営するMICE施設のセールスを専門に取り扱う専属代理店（グローバル・セールス・オフィス）、MICE事業における

大手顧客を有するグローバルの外部パートナー、及び協力企業である国内大手PCOや大手旅行代理店等の国内パートナーから成る4つのセールス・チームを組織し、MICE事業のマーケティング及びプロモーションを実行する。

b. 大阪IRでの特徴的な取組み

大阪観光局や地域のDMO等との緊密な連携、営業情報の提供、シティプロモーションの積極的な支援等、MICEデスティネーションとしての大阪・関西の振興に継続的に取り組む。

(3) 送客施設の機能を最大化するための方策

- ・送客施設の設置・運営において、送客施設への誘客強化、来訪者に対する日本観光への関心・興味の喚起、旅行の企画・提案・予約・手配の効率化、大阪IRから広域への利便性の高い交通アクセスの構築等の工夫を行うことにより、大阪・関西、日本各地へと観光客を効果的に送り出す。

【2】評価基準18 地域経済への効果

① IR施設に対する投資の金額の見込み（IR施設を構成する各施設に対する投資の金額の見込み額を含む。）

1. IR施設の投資の金額の見込み

(単位：億円)

項目名	初期投資額 (消費税抜)
1. 建設関連投資	7,871
(1) 建築物整備費	6,530
① 建築工事費	5,703
カジノ施設	424
1号：国際会議場施設	235
2号：展示等施設	220
3号：魅力増進施設	94
4号：送客施設	9
5号：宿泊施設	1,947
6号：来訪及び滞在寄与施設	2,775
② 建築関連費用	827
(2) その他建築関連投資	1,341
2. その他初期投資額	2,957
初期投資総額 (= 1. + 2.)	10,828

2. IR施設全体に対する投資による経済波及効果

(単位：億円)

建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計
IR施設（建設）	8,061	3,796	2,379	14,237
IR施設（開業準備）	994	416	244	1,655
合計	9,055	4,212	2,624	15,892

(1) 経済波及効果の推計方法

- ・IR施設の建設及び開業準備において発生する需要について、事業計画をベースに、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）を用いて推計した。

3. 建設フェーズにおける雇用創出効果

- 建設フェーズにおける雇用効果は、直接効果・間接効果の合計で、約11.6万人を想定する。

【図表4：建設フェーズにおける雇用創出効果】

(単位：人)

建設フェーズ	直接効果	1次波及効果	2次波及効果	波及効果合計
I R施設（建設）	66,006	21,528	16,400	103,933
I R施設（開業準備等）	7,885	2,900	1,699	12,483
合計	73,891	24,428	18,099	116,416

4. 雇用創出効果の推計方法

- 「平成17年（2005年）産業連関表」（総務省）の雇用表と同一の比率で雇用されていると仮定して推計した。

② I R区域への来訪者による旅行消費額の見込み（その増加額・伸び率を含む。）

1. 来訪者がI R区域に滞在している間に支出する金額（旅行消費額）の見込み、増加額・伸び率

(1) I R開業から区域整備計画に記載する工程の最終年度（10年後）まで

内訳	単位	開業1年目	開業2年目	開業3年目
		第8期	第9期	第10期
訪日外国人旅行者	億円	1,375	3,419	3,623
国内旅行者（宿泊）	億円	346	862	910
国内旅行者（日帰り）	億円	806	1,996	2,104
対前年増加額	億円	—	3,750	361
対前年伸び率	%	—	148.4	5.8

(2) I R区域の後背圏における旅行消費額の現状値

a. 後背圏の設定

後背圏は、経済波及効果分析との整合性を図り、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）の範囲である近畿圏（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府5県）とした。

b. 後背圏における旅行消費額の現状値

内訳	府県	旅行消費額（億円）
訪日外国人旅行者	1 福井県	10
	2 滋賀県	27
	3 京都府	2,301
	4 大阪府	7,109
	5 兵庫県	311
	6 奈良県	214
	7 和歌山県	88
	合計	10,059
国内旅行者	1 福井県	938
	2 滋賀県	1,194
	3 京都府	4,191
	4 大阪府	6,111
	5 兵庫県	4,562
	6 奈良県	854
	7 和歌山県	1,378
	合計	19,229
総計		29,288

(出典) 訪日外国人旅行者：「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」（国土交通省観光庁）のうち、「観光・レジャー目的」における近畿地域の旅

行消費額

国内旅行者：「旅行・観光消費動向調査（2019年1～12月期確報）」（国土交通省観光庁）のうち、「観光・レクリエーション目的」における近畿地域の旅行消費額

c. I R区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み

「I R区域の後背圏における旅行消費額」については、I R区域への滞在期間中におけるI R施設外での消費支出に、I R区域の滞在期間外での近畿圏（2府5県）での消費支出を加えたものとした。

【図表5：I R区域の後背圏における旅行消費額の増加額・伸び率の見込み】

内訳	単位	現状値 2019年	増加額・伸び率 ※第8期～第10期は増加額の累計		
			開業1年目期 第8期	開業2年目期 第9期	開業3年目期 第10期
			訪日外国人旅行者	億円	10,059
国内旅行者	億円	19,229	929	2,297	2,422
国内旅行者（宿泊）	億円	-	430	1,063	1,121
国内旅行者（日帰り）	億円	-	499	1,234	1,301
海外・国内合計	億円	29,288	3,978	9,839	10,368
対前年増加額 （第8期は対現状値増加額）	億円	-	3,978	5,861	529
対前年伸び率 （第8期は対現状値伸び率）	%	-	13.6	147.3	5.4

2. I R運営による経済波及効果（対近畿圏（2府5県））

指標	単位	金額		
		開業1年目期 第8期	開業2年目期 第9期	開業3年目期 第10期
生産誘発額	億円	4,333	10,790	11,443
対前年増加額	億円	-	6,457	652
伸び率	%	-	149.0	6.0
直接効果	億円	2,665	6,636	7,037
対前年増加額	億円	-	3,971	401
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接効果	億円	1,668	4,154	4,405
対前年増加額	億円	-	2,486	251
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接1次波及効果	億円	1,028	2,561	2,716
対前年増加額	億円	-	1,533	155
伸び率	%	-	149.0	6.0
間接2次波及効果	億円	640	1,594	1,690
対前年増加額	億円	-	954	96
伸び率	%	-	149.0	6.0
雇用効果	人	35,125	87,383	92,515
対前年増加数	人	-	52,258	5,132
伸び率	%	-	148.8	5.9
誘発税収額	億円	492	1,233	1,313
対前年増加額	億円	-	740	80
伸び率	%	-	150.3	6.5

③ I R施設において雇用する従業員の数の見込み

1. 雇用する従業員の数の見込み

- ・大阪 I Rにおいて雇用する従業員の数は、開業 3 年目における HC（ヘッドカウント、頭数のことをいう。）ベースで、約1.5万人を見込む。

2. 雇用する従業員の数の推計方法

- ・MGMが有する米国やマカオにおける I R 運営データに基づき、事業ごとに必要な従業員を積み上げ、日本国内及び大阪 I Rに係る事情に合わせて推計した。

④ その他の区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果

1. 地元調達額の見込み額

- ・ I R事業においては、地元（近畿圏（2府5県））からの調達を通じて、 I R区域後背圏に経済的効果がもたらされることが期待される。調達額の想定は、以下の 2 フェーズに分け調達額を推計した。

➤ 建設フェーズ（ I R施設完成までの期間）では累計8,774億円

➤ 運営フェーズ（開業 3 年目）では年間2,620億円

2. 地元調達額の推計方法

- ・経済波及効果分析との整合性を図り、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）の範囲である近畿圏（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の 2 府 5 県）を地元を設定した。
- ・ I R事業者が試算した大阪 I Rの施設の建設費及び運営費に基づき、産業分類ごとの費用に、域内自給率の設定値を乗じて、産業分類別の地元調達額を推計した。
- ・産業分類ごとの域内自給率は、「平成17年近畿地域産業連関表」（経済産業省近畿経済産業局）における産業分類ごとの平均的な域内自給率を参考に、同等の域内自給率によって地元からの調達を行うものとした。

⑤ 経済波及効果等を最大化し、設定した見込みを達成するための具体的な取組みの内容

1. 大阪・関西が強みを有する産業領域に関する M I C E 開催及びこれによる産業強化

- ・大阪・関西が強みを有する10の産業領域を設定し、同産業領域に関する M I C E イベントの誘致・創出に注力し、年間50件（10領域× 5 件）の開催をめざす。これにより、これら産業における関西の関係者とグローバル企業との交流を促すこと等で、産業の成長・グローバル化の実現を図り、もって I R事業の実施による地域産業の振興・強化に寄与する。

2. 大阪・関西の観光・経済・社会・文化の持続的発展に寄与し、地域経済への効果を持続的に波及させるための取組み

(1) M I C E 施設へのイノベーション促進施設の設置

- ・ M I C E 施設内にイノベーション創出やビジネスの国際化を支援する施設（関西イノベーション・ラボ）を設置する。ビジネス支援プログラムの誘致及び開催やビジネス交流機会の提供により、関西のベンチャーエコシステムの強化につなげることをめざす。

(2) I R を活用したイノベーションの創出支援

- ・新たなサービスの実証フィールドとしての I R 施設の活用・提供、 M I C E によるビジネス集客機会を活用した情報発信等、 I R を活用したビジネスイノベーション機会の創出に取り組む。

(3) 中小企業・スタートアップ企業の支援

- ・地域の金融機関との連携を通じて、地元企業・中小企業への資金面や情報面での支援を提供することにより、それら企業による大阪 I R との取引関係構築の支援に取り組み、地元からの調達促

進を図る。

- (4) 地元調達、地域資源の発掘及び地域ブランディングの向上
 - ・大阪 I R による継続的な調達を通じて、地元企業からの積極的な調達を図るとともに持続的な取引を行い、その発展に寄与する。
 - ・工芸をはじめとする伝統産業をテーマとした魅力増進施設（関西ジャパンハウス）を設置し、大阪・関西、日本の伝統工芸を発信し、伝統産業の振興・発展に寄与する。
 - ・ジャパン・フードパビリオンにおいて大阪・関西の豊かな食文化を紹介するとともに、人材育成機関等との連携を通じて、「食」に関わるツーリズム及び人材育成に取り組み、地域の食産業のブランド向上及び持続的な発展への貢献を図る。
- (5) 大阪・関西、広域への送客強化と地域での消費喚起
 - ・大阪 I R が導入する会員ポイントプログラムの活用等、効率的なマーケティングを行い、I R 来訪者の地域への送客や周遊促進を図るとともに、I R 後背圏の地域における消費促進寄与に取り組む。
- (6) 質の高い雇用機会の提供と人材基盤強化
 - ・女性、シニア、障がい者など多様な人材に対する柔軟な働き方の提供や、継続的な職業訓練等や働きやすい労働環境整備を通じて、就労層の拡大や就業率の向上をめざし、地域の人材基盤の強化に貢献する。
 - ・教育機関等と連携した人材育成プログラムの提供等により、サービス産業の高度化に資する高度なグローバル人材の育成に取り組み、大阪・関西の人材基盤の拡大・強化を支援する。
- (7) 夢洲及びベイエリア一帯の活性化
 - ・夢洲 2 期・3 期とも連携した体制を構築し、国際観光拠点としての夢洲全体のまちづくりを見据えたエリアマネジメントの展開により、夢洲の価値向上に寄与する。
 - ・舞洲・咲洲と連携したスポーツ振興の推進や、市内・空港等を結ぶ交通網の整備を通じて、ベイエリア一帯の活性化に取り組む。
- (8) 地域社会と連携した地域経済振興
 - ・地域の民間事業者や経済団体、地方自治体等、産官学民の関係者と積極的に連携し、M I C E、観光送客、調達等の分野で地域課題の解決及び持続的な成長に資する取組みを継続的に推進する。

【3】評価基準19 2030年の政府の観光戦略の目標達成への貢献

① I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数

1. 国外からの I R 区域への来訪者数の見込み

I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数は、下表のとおり開業 3 年日期には約629万人の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人の約10%を占め、政府の観光戦略の目標達成への貢献が見込まれる。

【図表 6：来訪者数推移の想定】

内訳	開業 1 年日期	開業 2 年日期	開業 3 年日期
I R 区域を来訪する訪日外国人旅行者数	約241万人	約597万人	約629万人
増加人数	—	約355万人	約32万人
前年度からの伸び率	—	147.3%程度	5.4%程度

2. 来訪者数の伸び率の考え方

評価基準17の②に同じ。

② I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定及び推計集計方法

1. I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額の想定

- ・ I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額（I R区域を来訪する訪日外国人旅行者（約629万人）が、日本滞在中に支出する消費総額）は、下表のとおり開業3年目には約1兆1,600億円の想定であり、政府の観光戦略における目標である、2030年の訪日外国人旅行消費額15兆円の約8%を占め、同目標達成への貢献が見込まれる。

【図表7：I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額】

I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額 (開業3年目期 第10期)	億円	11,570
---	----	--------

2. 推計方法

- ・ I R区域への来訪者の内訳は、「訪日外国人消費動向調査 2019年 年間値の推計 ※確報値」（国土交通省観光庁）に基づき推計した。
- ・ 一人あたり消費額は、観光統計上の近畿地域旅行における平均消費単価・平均旅行日数を基に、I R施設外の近畿地域における消費単価及びI R施設内における消費単価を算出し、合算することにより推計した。
- ・ I R施設外における近畿地域での消費単価は、観光統計上の消費単価から、事業計画上想定しているI R施設滞在日数分に相当する消費額を減じることで推計した。
- ・ I R施設内における消費単価は、観光統計上の観光客種別ごとの消費傾向を踏まえた上で、事業計画上想定している売上や利用者の構成から、観光客種別ごとに利用者単価を算出し、来場者数で除することにより推計した。

3. I R区域を来訪する訪日外国人旅行者による旅行消費額を最大化し、設定した目標を達成するための具体的な取組みの内容

- (1) ハイオリティの施設やコンテンツの創出と都市魅力の向上
 - ・ 高品質の宿泊施設、比類ないエンターテイメント、上質な飲食施設、スポーツイベント等の魅力的なコンテンツの誘致・創出によって、観光資源の幅と厚みを増し、消費単価の高いビジネス旅行者、M I C E来訪者及び富裕層を中心に、新たな訪日外国人旅行者の誘客を図る。
 - ・ 地域のDMO等の観光関係者と連携し、新たな観光ルートや観光資源の発掘・磨き上げを行い、都市の魅力・ブランド力を向上させ、訪日外国人旅行者の誘致強化、滞在の長期化、周遊と消費を促進する。
- (2) MGM及びオリックスが保有する顧客基盤と富裕層ホスピタリティ・ノウハウの活用
 - ・ MGMの膨大な顧客ネットワーク、世界のV I P及び富裕層の信頼を獲得してきたホスピタリティ・ノウハウを活用し、欧米、アジアのV I P及び富裕層の誘致をめざす。
 - ・ MGMのロイヤルティプログラム、世界各地の支店や独立エージェントが有する富裕層ネットワークを活用したマーケティングにより、幅広い富裕層に訴求する。
- (3) M I C Eによるビジネスコミュニティへの訴求最大化
 - ・ MGMのM I C Eセールス・チーム、グローバル・セールス・オフィス（G S O）、グローバルのM I C E関連事業者とのパートナーシップ及び国内P C OとのM I C E誘致体制により、滞在期間が長く、かつ一人あたり消費額が大きい傾向のあるM I C E・ビジネス目的の来訪者を誘致する。

【様式：要求基準 19】カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策及び措置

① カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置

1. カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止

【費用の見込み：先行準備 約4億円、開業後 約14億円/年】

大阪府・市では、国の取組みと連携しつつ、依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた、防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組みを構築していく。

(1) 大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組み

ギャンブル等依存症対策基本法を受けて、大阪の実情を踏まえ令和2年3月に策定した大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画では、その基本理念及び現状と課題を踏まえ、以下の5つの基本方針に沿ってギャンブル等依存症対策を推進することとしており、市町村及び関係機関と連携協力し、必要な施策及び措置を行う。

- 基本方針Ⅰ 普及啓発の強化
- 基本方針Ⅱ 相談支援体制の強化
- 基本方針Ⅲ 治療体制の強化
- 基本方針Ⅳ 切れ目のない回復支援体制の強化
- 基本方針Ⅴ 大阪独自の支援体制の構築

I 普及啓発の強化

大阪府・市においては、IR誘致に伴い、若年層へのギャンブル等依存症対策が特に重要と考え、高校生等への予防教育・啓発について、他都市に先んじて取り組んできた。今後も以下の取組みを着実に進め、ギャンブル等依存症への理解を深めるため、正しい知識の普及啓発を行う。

- ・若年層を対象に、ギャンブル等依存症についての正しい知識や予防に関する啓発を実施する。また、青少年指導員等の地域の支援者を対象に研修を実施することで、予防啓発の充実を図る。
- ・セミナーやイベントの開催、ホームページやリーフレット等の啓発ツールの活用等により、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進するとともに、相談窓口の周知を図る。

II 相談支援体制の強化

依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）を中心とした相談体制のもと、以下の取組みにより、ギャンブル等依存症に悩む人を支援するための相談対応力を強化する。

- ・研修や事例検討により、様々な相談窓口の職員がギャンブル等依存症についての理解を深めるとともに、相談拠点の専門性を向上させる。また、適切な相談窓口につなぐ機関連携を行うことにより、相談支援体制を強化する。

III 治療体制の強化

依存症・治療研究センター（大阪精神医療センター）を中心とした治療体制のもと、ギャンブル等依存症に悩む人を治療につなげるため、以下の取組みにより医療提供体制を強化する。

- ・医療機関職員を対象とした研修等の実施により、治療が可能な医療機関を拡充するとともに、地域の医療機関と依存症専門医療機関との連携を図る。また、治療が途切れないよう、医療機関と相談機関、自助グループ・民間団体との連携体制を構築する。

IV 切れ目のない回復支援体制の強化

相談・治療・回復支援を切れ目なく行うための連携体制を、以下の取組みにより強化する。

- ・ 自助グループ・民間団体の活動や取組みを、大阪府のホームページやリーフレット等へ掲載したり、セミナーやイベント等で紹介するとともに、自助グループ・民間団体の主催事業に対する後援等を行い、府民の理解を促進する。
- ・ 大阪アディクションセンター（OAC）^{*}のネットワークの強化や地域における顔の見える関係づくりの取組み等により、相談機関や医療機関、自助グループ・民間団体が、お互いの役割を知り、必要な支援を行える連携体制を構築する。

※大阪アディクションセンター（OAC）：関係機関・団体同士が情報共有・連携しながら、依存症本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援するためのネットワーク

V 大阪独自の支援体制の構築

総合的なギャンブル等依存症対策を推進するための支援拠点として、令和2年度に、予防・相談支援、人材育成及び連携体制の確保等を総合的に行う「依存症総合支援センター」と、依存症に関する専門治療や研究を行う「依存症治療・研究センター」が連携することにより、大阪依存症包括支援拠点（OATIS（Osaka Addiction Treatment Inclusive Support））を形成した。

今後、より多くのギャンブル等依存症に悩む人が気軽に相談等の必要な支援を受けることができるよう、交通至便な場所にワンストップ支援拠点（「(仮称)大阪依存症センター」）を設置するなど、IR開業に向け、新たな支援拠点を中心とした総合的な支援体制の強化・拡充を図る。

■ 推進計画に基づき実施するその他の取組み

大阪府におけるギャンブル等依存症に関する実態を把握するためIR開業前後で実態調査を継続的に実施するとともに、国や事業者等の調査結果も活用しつつ、大阪府における有効な取組みを検討する。

- (2) IR事業者によるカジノ行為に対する依存防止のための措置等と連携して、都道府県として行うカジノ行為に対する依存防止のための取組み
 - ・ IR事業者がIR区域内に設置する相談窓口から連絡を受けた場合は、適切な相談機関や医療機関を紹介する等、IR事業者との連携・協力体制を確立する。
 - ・ 大学、専門医療機関、研究機関等が参画する学術ネットワークを構築し、IR事業者から提供を受ける利用者の行動データの活用やカジノ施設への研究者の派遣、調査研究に対する補助等により、ギャンブル等依存症研究を推進する。
- (3) IR区域の周辺地域においてギャンブル等施設の設置を認めない措置
 - ・ カジノ規制による依存防止のための措置の実効性を失わせないように、IR区域の周辺地域において、用途制限等によりギャンブル等施設の設置を認めない措置を講じる。

2. 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成

【費用の見込み：先行準備 約71億円、開業後 約33億円/年】

大阪府・市、大阪府公安委員会及び大阪府警察は、国内外から多くの旅行者が来訪することを踏まえ、犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成に万全を尽くすため、以下の治安・地域風俗環境対策に取り組む。

- ・ 夢洲内に警察署等の警察施設を設置するとともに、警察職員を増員した上で大阪府警察の施設に適

正配置することにより、警察力の強化を図る。

- ・ 防犯環境の整備やパトロールの強化により、事件・事故の未然防止及び検挙活動を推進するほか、防犯指導等の実施や地域安全情報等の提供により、府民の自主防犯行動の促進を図る。
- ・ 通訳体制等の強化により、外国人からの事情聴取や地理案内等における対応力を拡充する。
- ・ マネー・ローンダリング対策等の犯罪収益対策をはじめ、外国人犯罪組織を大阪に根付かせないための不法滞在者等の取締り等、犯罪インフラの撲滅に向けた検挙活動を積極的に推進する。
- ・ 犯罪発生時はもとより平時からの情報共有等を行うため、I R施設等内に設置される警察活動のための専用の施設等を活用するとともに、I R事業者との定期的な連絡会議を開催する。
- ・ I R事業者の自主警備体制等に対し指導又は助言を行うとともに、これらが実施する防犯訓練への協力等を行うほか、カジノ施設から暴力団員等を排除するための連絡体制を確保する。
- ・ I R区域やその周辺地域において、大阪府風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に定める営業規制に加え、特別用途地区（国際観光地区）内における建築物の用途制限等により、性風俗関連特殊営業の規制等に継続して取り組む。
- ・ 非行防止・犯罪被害防止教室の開催など青少年の健全育成のための対策に加え、I R区域や周辺商業施設等における夜間巡回、補導活動など青少年を保護するための対策を推進する。